

平成二十八年度

# アイヌの人びとに対する施策のしおり

－アイヌ施策に関する各種制度の概要－

公益社団法人 北海道アイヌ協会

－ このしおりをみて利用する場合の注意 －

1. このしおりは、現在、アイヌの人びとに対する施策として実施しているいろいろな事業をわかりやすくまとめたものです。みなさんがこのしおりをご覧になって利用できるものは、大いに利用して、くらしや文化伝承活動などに役立ててください。

ただし、各事業は、その年度の国や道の予算の範囲内で実施されるものであって、無制限に行われるものではありませんので、予めご了承ください。

2. 補助、助成あるいは貸付等の基本となる単価は本年度（平成二十七年度末）のものであって、明年度以降変更になることがあります。

3. このしおりをご覧になって、わからないことがあれば、北海道アイヌ協会、最寄りの（総合）振興局環境生活課や農務課、地元役場、アイヌ生活相談員、アイヌ職業相談員、あるいはアイヌ文化振興・研究推進機構に遠慮なくお尋ねください。

# アイヌの人びとに対する施策の歩み（概要）

（北海道アイヌ協会調べ）

明治32年 ● 北海道旧土人保護法制定  
(明治32年4月1日施行)

↓  
改正が行われる

⋮

法律  
の  
内  
容

- 勸農（1戸15,000坪下付、農具、種子の給付）
- 救療（病院の設置、治療費、薬価の給付）
- 弱者救済（傷病、疾病、不具、老衰、幼少者の救助及び埋葬料の給付）
- 子弟教育の振興（学校の設置、授業料の給付）
- 住宅建設（個人住宅建設費の助成）
- 共有財産の管理

※ 一般の法律が整備されてくるに従って、保護法の施策の多くはその中に組み込まれてきた

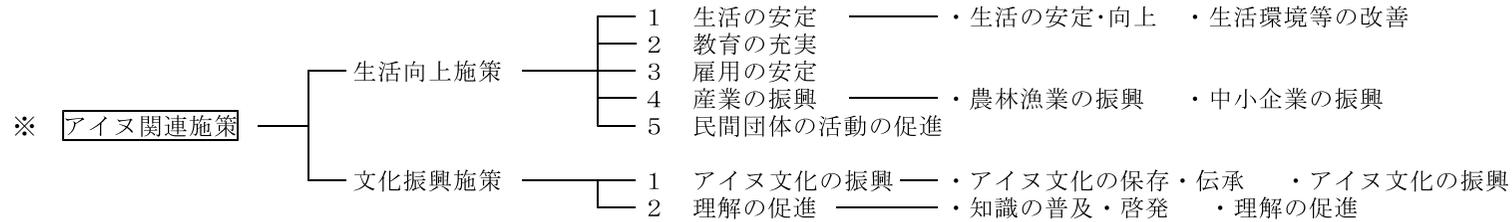
- 昭和21年 ● 社団法人 北海道アイヌ協会設立 初代理事長 向井山雄（昭和21年2月24日大会開催 於 静内町、3月13日認可）
- 昭和36年 ● 社団法人 北海道ウタリ協会と名称変更（昭和36年4月13日総会 札幌市、昭和37年5月31日認可）
- 厚生省予算の「地方改善施設整備費補助金」にウタリ福祉対策費（生活館、共同浴場、共同作業場の設置）が初めて計上された。
- 昭和47年 ● 第1回北海道ウタリ生活実態調査実施
- ※ 調査結果の主な問題点 ～ 生活水準の格差、住宅・道路・上下水道など生活環境の遅れ、教育水準の格差
- 昭和48年 ● 第1次「北海道ウタリ福祉対策」（7カ年計画、49年度～55年度）・道が策定。
- 各関係省庁懇談会（窓口 北海道開発庁）の席上で要望する。

※ **重点施策**

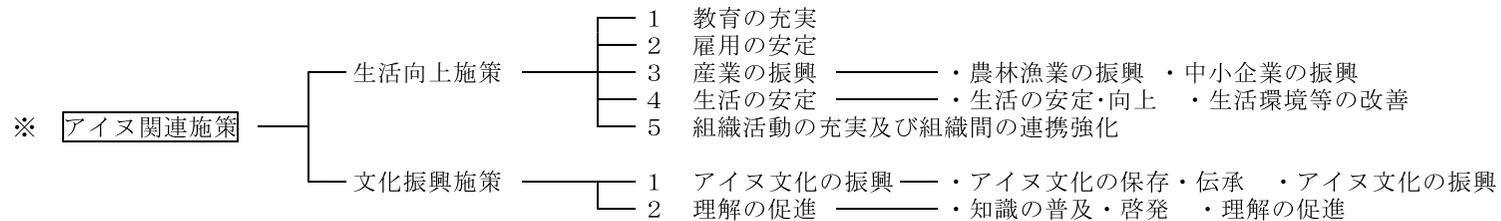
- 地区対策 ①生活条件の整備 ②就業条件の整備 ③福祉条件の整備 ④教育、文化の振興
- 個別対策 ①住宅の整備 ②雇用対策 ③教育対策 ④福祉対策
- 団体の育成 ①事務局体制の強化 ②ウタリ会館の建設

- 昭和54年 ● 第2回北海道ウタリ生活実態調査実施
- 昭和56年 ● 第2次「北海道ウタリ福祉対策」（7カ年計画、56年度～62年度）・道が策定。
- 昭和57年 ● ウタリ協会に特別委員会を設置し、北海道旧土人保護法の廃止と新法制定について検討を始める。
- 昭和59年 ● 総会で新法（案）承認可決（昭和59年5月27日 於 水産ビル）
- 7月12日、新法制定について北海道知事、北海道議会議長に陳情
- 北海道議会厚生常任委員会に陳情第16号として付託された。
- 知事の私的諮問機関としてのウタリ問題懇話会が設置され、12月6日第1回懇話会が開催された。
- 昭和60年 ● 懇話会に2分科会（福祉対策・新法）を設置し、具体的検討を始める。
- 昭和61年 ● 第3回北海道ウタリ生活実態調査実施
- 昭和62年 ● 第3次「北海道ウタリ福祉対策」（7カ年計画、63年度～平成6年度）・道が策定
- 「国際連合差別防止・少数者保護小委員会の先住民作業部会」初参加。「単一民族国家発言（当時首相）」等アイヌ民族の国内状況を報告。
- 昭和63年 ● 知事の私的諮問機関であるウタリ問題懇話会（新法分科会）より答申があった。（昭和63年3月22日）
- 総会で答申承認可決。（昭和63年5月8日 於 第2水産ビル）
- 8月10・11日、新法制定について国に陳情（陳情先 総理大臣、厚生大臣、北海道開発庁長官、関係府省庁ならびに各党幹部、衆参両院の全国会議員）
- 国際労働機関の第75回総会 ILO 案107号条約案の審議し、2回の審議を経て平成元年に改正。
- 平成5年 ● 第4回北海道ウタリ生活実態調査実施
- 平成6年 ● 第4次「北海道ウタリ福祉対策」（7カ年計画、7年度～平成13年度）・道が策定。
- 内閣官房長官の私的諮問機関であるウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会が設置され、今後のウタリ対策のあり方について検討（平成7年3月）
- 平成8年 ● 内閣官房長官の私的諮問機関であるウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会より答申があった。（平成8年4月）
- 平成9年 ● 5月に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（以下「アイヌ文化振興法）」が制定され、7月1日に施行された。

- 6月にアイヌ文化振興法に規定するアイヌ文化の振興と理解の促進に関する事業を実施するため、「財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構」が設立された。
- 平成11年 第5回ウタリ生活実態調査実施
- アイヌ文化振興法に基づき、道は「アイヌ文化の振興等を図るための施策に関する基本計画」を策定。
- 平成13年 第1次「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」（7カ年計画、14年度～20年度）・道が策定。



- 平成18年 第6回北海道アイヌ生活実態調査実施
- 平成19年 「先住民族の権利に関する国際連合宣言」の採択（平成19年9月13日 国連総会において採択） ～ 先住民族に係る政策のあり方に関する国際的指針
- 平成20年 第2次「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」（7カ年計画、21年度～27年度）・道が策定。
- 「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」（衆参両院決議 全会一致で採択）（平成20年6月6日）
- 6月、政府、同決議を受け、内閣官房長官談話  
「政府としても、アイヌの人々が日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族であるとの認識の下に、『先住民族の権利に関する国際連合宣言』における関係条項を参照しつつ、これまでのアイヌ政策をさらに推進し総合的な施策の確立に取り組む」考えを示した。
- 「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」の開催（平成20年7月1日 加藤忠理事長が委員として参画）
- 平成21年 社団法人北海道アイヌ協会に名称を変更。（平成21年4月1日認可）
- 「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会報告書」の提出（平成21年7月29日） ～ アイヌの歴史や先住民族としての意義、アイヌ政策の新たな理念及び具体的な政策のあり方について総合的な検討を実施し、民族共生の象徴となる空間の整備、道外アイヌの生活実態調査、アイヌ語などアイヌ文化の振興、政策を企画・立案・推進する国の体制整備、立法措置の検討などが盛り込まれた。
- 「内閣官房アイヌ総合政策室」設置 ～ アイヌ政策推進の総合的な国の窓口 新たな協議組織の事務局
- 「アイヌ政策推進会議」の開催決定（平成21年12月25日） ～ アイヌの意見等を踏まえつつ総合的、効果的な政策の推進が目的
- 第1回「アイヌ政策推進会議」開催 ～ 象徴空間及び道外アイヌの生活実態調査の作業部会開催を確認、懇談会報告のフォローアップ
- 平成22年 「アイヌ民族の権利確立を考える議員の会（会長 今津寛）」開催（平成22年12月3日 鳩山元首相、平野元官房長官など国会議員出席）
- 第3回「アイヌ政策推進会議」開催 ～ 両部会報告書の決定、象徴空間候補地を決定
- 平成23年 第9回道外アイヌ生活実態調査部会及び第13回象徴空間作業部会開催 ～ 作業部会報告案の決定
- 平成25年 第7回北海道アイヌ生活実態調査実施
- 平成26年 北海道アイヌ協会が公益社団法人に移行（平成26年3月20日認定、4月1日施行）
- 閣議決定「アイヌ文化の復興等を促進するための「民族共生の象徴となる空間」の整備及び管理運営に関する基本方針について」（平成26年6月13日）
- 平成27年 第3次「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」（5カ年計画、28年度～32年度）・道が策定。



- 平成28年 北海道アイヌ協会 創立70周年（平成28年3月13日）

# 目 次

I.	子弟の教育向上を図るために	-----	5
II.	住宅をよくするために	-----	1 2
III.	働く人のために	-----	1 3
IV.	事業の基盤を整備するために	-----	1 8
V.	地域の環境を整備するために	-----	2 7
VI.	日常生活をより豊かにするために	-----	2 9
VII.	アイヌ文化の保存・伝承・振興を図るために		
VII-1	アイヌ民俗文化財保護の取組のために（所管 北海道教育委員会）	-----	3 0
VII-2	アイヌ文化の振興を図るために（実施主体 アイヌ文化振興・研究推進機構）	-----	3 2
VIII.	多くの仲間と共に、育て合いの輪を広げていくために（実施主体 札幌大学）	-----	4 5
IX.	資 料	-----	4 7

I. 子弟の教育向上を図るために

みなさんのお子さんが、高等学校、専修学校、大学等に進学する場合に必要なとする資金に対し、給付或いは貸付を受けることができます。その内容は、次のとおりです。

高等学校、専修学校、大学等進学のための諸制度

事業名	事業のねらい	きま	手続き
<p>1. 高等学校等進学奨励費補助金事業</p>	<p>経済的な理由によって進学が困難な者（判断基準がありますのでお問い合わせください）に対し、支度金や修学資金を給付し、進学の促進を図ることをねらいとしています。</p>	<p>(1)対象者                      ア. 修学資金                      ①北海道に居住するアイヌの子弟であること                      ②高等学校等に在学する者であること                      ③経済的な理由により修学が困難な者であること                      ④公益財団法人北海道高等学校奨学会による奨学金、独立行政法人日本学生支援機構法の学資金などの給付を受けない者であること                      イ. 入学支度金                      上記の①と③に該当し、かつ該当年度に高等学校等に入学し、かつ在学者であること</p> <p>(2)給付の内容                      ア. 補助対象経費及び補助額は、次のとおりです。ただし、補助対象経費が補助額に満たない場合は、その額を補助額とします。                      ①修学資金：高等学校等の修学に要する経費                      ・国公立 月額 23,000円                      ・私立 月額 43,000円                      ②入学支度金：該当年度に高等学校等に入学した者に対する通学用品等に要する経費                      ・一時金 国公立 23,760円                      私立 53,760円</p> <p>イ. 生活保護法による生業扶助（高等学校等就学費）を受給する方は、その額が補助対象経費から除かれます。</p> <p>ウ. 高等学校等就学支援金を受給する方は、その額が補助対象経費から除かれます。</p>	<p>●申請手続き                      個人→各地区協会長→所轄の（総合）振興局長→道                      （注）各地区協会がないところは直接所轄の（総合）振興局に申請する。</p> <p>●必要書類                      ・在学証明書                      ・北海道アイヌ協会理事長等の代表者または市町村長の推薦書                      ・市区町村長の発行する該当年度の所得の証明書                      ・知事が特に必要と認める書類（1. 申出書。2. 授業料を確認する書類。3. 授業料以外の諸納付金を確認する書類。4. 教科書、教材費、被服費等を確認する書類。5. 高等学校等就学支援金の受給を申請した方は、提出した書類の写し。6. その他の書類）</p> <p>●書類提出期限                      6月中旬（詳しい内容については、各地区協会に問い合わせてください。）</p> <p>●資金の流れ                      （総合）振興局→個人</p>

事業名	事業のねらい	き ま り	手 続 き
		<p>(3) 補助対象経費</p> <p>ア. 入学支度金</p> <p>① 入学金等 (入学時、入学時に納付する諸納付金)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入学金</li> <li>・ 生徒会入会金</li> <li>・ P T A 入会金</li> <li>・ 文化体育後援会入会金</li> <li>・ 校章バッジ、氏名ゴム印、生徒証作成費等</li> </ul> <p>② 被服代</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校指定の制服・体操着等 (学生服、ジャージ、カバン、靴等で入学時に全生徒が購入する学校指定用品)</li> </ul> <p>イ. 修学資金</p> <p>① 授業料等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 授業料</li> <li>・ 学級費</li> <li>・ 生徒会費</li> <li>・ P T A 会費</li> <li>・ 学校管理下及び通学時等の事故対応共済掛金</li> <li>・ 文化体育後援会費</li> <li>・ 理科等実験実習費等</li> </ul> <p>② 被服代</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校指定の制服・体操着等 学生服、ジャージ、カバン、靴等、全生徒が購入する学校指定用品で次に該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 転校、転入等で既存のものが使用できない場合</li> <li>・ 入学時等に購入した物の傷みが激しい場合</li> </ul> </li> </ul> <p>③ 教材費 (正規の授業で使用する教科書等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教科書</li> <li>・ 副読本・副教材的図書・辞典・辞書 (学校指定、推奨一覧に掲載され、必ず購入しなければならないもの)</li> <li>・ 参考書 (学校からの一覧等に掲載されているものを1教科1冊まで対象)</li> <li>・ 芸術や学科、体育等で使用する教材費</li> </ul>	<p>● 実施主体 道アイヌ政策推進室</p> <p>※ 注意 1 学校等へ支払った経費の領収書や支払い明細・通知書は、(総合)振興局へ提出しなければ経費と認められませんので、提出日まで大切に保管してください。</p> <p>※ 注意 2 申請の際に添付する支出証拠書類により、支出確認ができない場合は返還対象となります。</p>

事業名	事業のねらい	きま	手続
		<p>④その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・進路指導費</li> <li>・通学費（高校は1万円未満＝9,999円まで）</li> <li>・教科外活動費（芸術鑑賞負担金、宿泊学習代等）</li> <li>・修学旅行経費（旅費、宿泊代、見学科等に要する経費で学校等に納めるもの）</li> <li>・卒業アルバム代</li> <li>・特待生で必須の部活動経費（学校からの通知文に掲載されている部活費、遠征費等）</li> </ul> <p>ウ. 補助対象外経費の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の施設、維持管理費</li> <li>・生活関連用品、消耗品類（筆記用具、アパート代、帰省費など）</li> <li>・任意の部活動にかかる費用</li> <li>・資格取得料</li> </ul> <p>エ. 通学費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合理的かつ経済的な通学方法を基本とする。</li> </ul>	
2. 専修学校等進学奨励費補助金事業	<p>経済的な理由により、専修学校又は各種学校に修学が困難な者（判断基準がありますのでお問い合わせください）に対し、支度金や修学資金を給付し、進学の促進を図ることをねらいとしています。</p>	<p>(1)対象者</p> <p>ア. 修学資金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①北海道に居住するアイヌの子弟であること</li> <li>②経済的な理由により修学が困難な者であること</li> <li>③公益財団法人北海道高等学校奨学会による奨学金、独立行政法人日本学生支援機構法の学資金などの給付を受けない者であること</li> <li>④専修学校等に在学する者であること</li> <li>⑤専修学校等の修学年限が1年以上であり、次に掲げる授業科目を履修する者であること 工業、農業、医療、衛生、教育・社会福祉、商業実務、家政、文化・教養関係</li> </ul> <p>イ. 入学支度金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記アの①と③</li> <li>・該当年度に専修学校等に入学し、かつ在学者であること</li> <li>・専修学校等の修学年限が1年以上であり、次に掲げる授業科目を履修する者であること 工業、農業、医療、衛生、教育・社会福祉、商業実務、家政、文化・教養関係</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●申請手続き 前記と同じ</li> <li>●必要書類 前記と同じ</li> <li>●書類提出期限 前記と同じ</li> <li>●資金の流れ 前記と同じ</li> <li>●実施主体 道アイヌ政策推進室</li> </ul>

事業名	事業のねらい	き ま り	手 続 き																																				
		<p>(2) 給付の内容</p> <p>ア. 補助対象経費及び補助額は、次のとおりです。ただし、補助対象経費が補助額に満たない場合は、その額を補助額とします。</p> <p>① 修学資金：専修学校等の修学に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月 額 23,000円</li> </ul> <p>② 入学支度金：該当年度に専修学校等に入学した者に対する入学時に必要な支度に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一時金 23,760円</li> </ul> <p>イ. 生活保護法による生業扶助(高等学校等就学費)を受給する方は、その額が補助対象経費から除かれます。</p> <p>ウ. 高等学校等就学支援金を受給する方は、その額が補助対象経費から除かれます。</p> <p>(3) 補助対象経費 高等学校等進学奨励費補助金事業に準ずる</p>	<p>※注意1 学校等へ支払った経費の領収書や支払い明細・通知書は、(総合)振興局へ提出しなければ経費と認められませんので、提出日まで大切に保管してください。</p> <p>※注意2 申請の際に添付する支出証拠書類により、支出確認ができない場合は返還対象となります。</p>																																				
<p>3. 高等学校通学費補助金事業</p>	<p>高等学校又は高等専門学校に進学し、遠距離通学のため高額な通学費を支出している者に対し、進学の奨励を図ることをねらいとしています。</p>	<p>(1) 対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 北海道に居住するアイヌの子弟であること</li> <li>② 高等学校等に公共交通機関で通学する者であること</li> <li>③ 高等学校等進学奨励費による修学資金の給付を受けている者であること</li> </ul> <p>(2) 給付の内容</p> <p>ア. 高等学校等の通学費。ただし、1ヶ月の通学費が1万円以上の場合。</p> <p>限度額 月7,500円</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="853 1093 1711 1412"> <thead> <tr> <th>対象経費</th> <th>補助基準額</th> <th>対象経費</th> <th>補助基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10,000 ～ 10,499</td> <td>対象経費から1万円を減じた額</td> <td>17,000 ～ 17,999</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>10,500 ～ 10,999</td> <td>500</td> <td>18,000 ～ 18,999</td> <td>4,500</td> </tr> <tr> <td>11,000 ～ 11,999</td> <td>1,000</td> <td>19,000 ～ 19,999</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>12,000 ～ 12,999</td> <td>1,500</td> <td>20,000 ～ 20,999</td> <td>5,500</td> </tr> <tr> <td>13,000 ～ 13,999</td> <td>2,000</td> <td>21,000 ～ 21,999</td> <td>6,000</td> </tr> <tr> <td>14,000 ～ 14,999</td> <td>2,500</td> <td>22,000 ～ 22,999</td> <td>6,500</td> </tr> <tr> <td>15,000 ～ 15,999</td> <td>3,000</td> <td>23,000 ～ 23,999</td> <td>7,000</td> </tr> <tr> <td>16,000 ～ 16,999</td> <td>3,500</td> <td>24,000 以上</td> <td>7,500</td> </tr> </tbody> </table>	対象経費	補助基準額	対象経費	補助基準額	10,000 ～ 10,499	対象経費から1万円を減じた額	17,000 ～ 17,999	4,000	10,500 ～ 10,999	500	18,000 ～ 18,999	4,500	11,000 ～ 11,999	1,000	19,000 ～ 19,999	5,000	12,000 ～ 12,999	1,500	20,000 ～ 20,999	5,500	13,000 ～ 13,999	2,000	21,000 ～ 21,999	6,000	14,000 ～ 14,999	2,500	22,000 ～ 22,999	6,500	15,000 ～ 15,999	3,000	23,000 ～ 23,999	7,000	16,000 ～ 16,999	3,500	24,000 以上	7,500	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 申請手続き 前記と同じ</li> <li>● 必要書類 高等学校通学費補助金交付申請書 &lt;添付書類&gt; ・高等学校通学費補助金内訳書 ・高等学校通学費補助金通学証明書</li> <li>● 書類提出期限 前記と同じ</li> <li>● 資金の流れ前記と同じ</li> <li>● 実施主体 道アイヌ政策推進室</li> </ul>
対象経費	補助基準額	対象経費	補助基準額																																				
10,000 ～ 10,499	対象経費から1万円を減じた額	17,000 ～ 17,999	4,000																																				
10,500 ～ 10,999	500	18,000 ～ 18,999	4,500																																				
11,000 ～ 11,999	1,000	19,000 ～ 19,999	5,000																																				
12,000 ～ 12,999	1,500	20,000 ～ 20,999	5,500																																				
13,000 ～ 13,999	2,000	21,000 ～ 21,999	6,000																																				
14,000 ～ 14,999	2,500	22,000 ～ 22,999	6,500																																				
15,000 ～ 15,999	3,000	23,000 ～ 23,999	7,000																																				
16,000 ～ 16,999	3,500	24,000 以上	7,500																																				

事業名	事業のねらい	きま	手続
		<p>イ. 生活保護法による生業扶助（高等学校等就学費）を受給する方は、その額が補助対象経費から除かれます。</p>	
<p>4. 大学等修学資金等貸付事業</p>	<p>経済的理由により大学教育を受けることが困難な者（判断基準がありますのでお問い合わせください）に修学資金等を貸し付けることにより、進学を奨励を図ることをねらいとしています。</p>	<p>(1) 対象者            ①北海道に居住するアイヌの子弟であること            ②学校教育法に規定する大学又は短期大学に在学する者であること            ③経済的理由により修学が困難な者であること            ④独立行政法人日本学生支援機構法による学資金、母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金の貸付を受けない者であること</p> <p>(2) 貸付の内容            ア. 修学資金                ・国立又は公立の大学等に在学する者 月額 51,000円以内                ・私立の大学等に在学する者 月額 82,000円以内            イ. 入学支度金                ・一時金 37,800円以内            ウ. 修学資金及び入学支度金は、無利子とする。</p> <p>(3) 対象経費            高等学校等進学奨励費補助金事業に準ずる。</p> <p>(4) 貸付期間            大学等の正規の修業年限以内とする。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めるときは、貸付期間を延長することができる。</p> <p>(5) 返還            ア. 次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付を受けた修学資金を返還しなければならない。                ①大学等を卒業したとき。                ②貸付の決定が取り消されたとき。            イ. 入学支度金の貸付を受けた者は、大学等に在学しなくなった場合は、貸付を受けた入学支度金を返還しなければならない。</p>	<p>●申請手続き            前記と同じ</p> <p>●必要書類等            ・大学等修学資金等貸付申請書を毎年度知事に提出            &lt;添付書類&gt;            ・誓約書(1年目のみ提出)            ・在学証明書            ・所得を証明する書類            ・その他知事が必要と認める書類(①北海道アイヌ協会理事長など又は市町村長の推薦書。②大学等修学資金等貸付申請書経費内訳書。③申出書)</p> <p>●書類提出期限            前記と同じ</p> <p>●資金の流れ            (総合)振興局→個人</p> <p>●実施主体            道アイヌ政策推進室</p>

事業名	事業のねらい	きま	手続き
		<p>ウ. 返還の債務履行の猶予の条件等（平成23年4月1日以降の新規借受者） 「やむを得ない理由」とは次のとおりです。</p> <p>①生活保護法の規程による生活保護を受けているとき ②その他の理由によって返還が困難となったとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国の学校に在学し、又は外国の研究所等において研究に従事するとき</li> <li>・聴講生、研究生又は各種学校生等として在学するとき</li> <li>・失業しているとき</li> <li>・行方不明であるとき</li> <li>・借受者が次の程度に困窮しているとき (平成25年度以降の新規借受者の場合) <ul style="list-style-type: none"> <li>・給与所得者は、年間収入金額(税込み)300万円以下の場合</li> <li>・給与所得者以外は、年間所得金額(必要経費等控除後)が200万円以下の場合</li> </ul> </li> </ul> <p>③借受者の家族の傷病、失業その他やむを得ない理由により、借受者の経済的負担が増大し、困窮しているとき</p> <p>エ. 猶予する期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護を受けている場合は、当該理由が継続する期間</li> <li>・災害、疾病又はその他困難理由（失業等も含む）に該当する場合は、履行猶予申請書の提出により期間を延期することができますので、お問い合わせください。</li> </ul> <p>オ. 返済期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業(退学)後、返済計画書を知事に提出し、20年以内に返済すること。なお、一定の理由に該当するときは、返済を猶予又は減免することができる場合がありますので、お問い合わせください。</li> </ul> <p>(6)その他 貸付にあたっては連帯保証人を選定していただく必要があります。</p>	<p>※注意 学校等へ支払った経費の領収書や支払い明細・通知書は、振興局へ提出しなければ経費と認められませんので、提出日まで大切に保管してください。</p>
5. 入学一時資金貸付事業	入学一時資金を必要とするアイヌの人びとに対し、貸し付けることにより、教育の振興を図ることをねらいとしています。	<p>(1)対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①北海道に居住するアイヌであって、入学者の保護者、若しくは本人であること</li> <li>②資金を必要とする理由があること</li> <li>③償還能力があること</li> </ul>	<p>●申請手続き 個人→各地区協会長→北海道アイヌ協会</p>

事業名	事業のねらい	きま	手続き
		<p>(2)貸付の内容</p> <p>ア. 大学及び専修学校 1件につき30万円以内で、入学金等の額を超えないもの</p> <p>イ. 私立高校 1件につき20万円以内で、入学金等の額を超えないもの</p> <p>(3)対象経費 新たに大学、専修学校及び私立高校の入学に際し、学校へ納入することが義務づけられる入学金等の経費</p> <p>(4)貸付条件</p> <p>ア. 貸付期間は据置期間経過後3年以内とする。</p> <p>イ. 据置期間は大学終業年限の4年以内、専修学校の終業年限以内、高校終業年限の3年以内とする。中途退学をした場合は、その年度までとする。ただし高校入学時に貸付を受けた者が大学及び専修学校へ進学した場合、または短期大学から4年生大学へ編入した場合は、借受者の希望により据置期間の延長ができる。その期間は高校、大学、専修学校修業年限を最大7年以内とする。</p> <p>ウ. 償還方法は、大学、専修学校は3年の均等償還とする。私立高校は返済期間の初年度に借入額の半分を返済し、その後の2年間のいずれかの年度で残額を返済するものとし、いずれも年賦または半年賦償還とする。</p> <p>エ. 貸付金については無利子とする。</p> <p>オ. (財)北海道高等学校奨学会で行っている「私立高等学校入学資金貸付制度」を利用している場合は、この資金を活用することはできない。</p> <p>(5)その他 貸付にあたっては連帯保証人を選定することが必要</p>	<p>●必要書類等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書</li> </ul> <p>&lt;添付書類&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入学証明書の写し</li> <li>・借受人と保証人の印鑑証明</li> </ul> <p>●実施主体 北海道アイヌ協会</p>

II. 住宅をよくするために

みなさんのなかで、新築や中古住宅の購入、改築、土地を購入したいという場合は、あなたの住んでいる市町村が設けている貸付条例又は貸付要綱に基づいて、借り入れることができます。その内容は、各市町村によって異なりますが、概ね次のとおりです。また、浴室を整備するための資金についても北海道アイヌ協会が主体となって行っています

住 宅 改 良 資 金 の 貸 付 制 度

事業名	事業のねらい	き ま り	手 続 き																											
1. アイヌ住宅改良促進事業	<p>個人住宅の新築若しくは改修又は住宅の用に供する土地の取得について、必要な資金の貸付を行い、生活環境などの改善を図ることをねらいとしています。</p>	<p>貸付の条件等については、各市町村の条例あるいは要綱によって異なる場合がありますが、概ね次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="855 448 1718 772"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">新築資金</th> <th rowspan="2">改築資金</th> <th rowspan="2">宅地取得資金</th> </tr> <tr> <th>新 築</th> <th>中古住宅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>規 模</td> <td colspan="2">30㎡以上125㎡以下（60才以上の老人と同居する場合、又は6人以上の家族の場合は165㎡まで。）</td> <td>増築、改築、移築、修繕若しくは模様替え又は設備の改善とする。</td> <td>100㎡以上400㎡以下とする。</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td colspan="2">30万～760万円</td> <td>3万～480万円</td> <td>30万～590万円</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td colspan="2">25年以内</td> <td>15年以内</td> <td>25年以内</td> </tr> <tr> <td>利 率</td> <td colspan="4">2 %</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中古住宅に関する条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和54年4月1日以降に建設された専用住宅（地上階数3以上の耐火構造の共同住宅を除く。）</li> <li>・昭和45年4月1日以降に建設された地上階数3以上の耐火構造の共同住宅。</li> </ul>		新築資金		改築資金	宅地取得資金	新 築	中古住宅	規 模	30㎡以上125㎡以下（60才以上の老人と同居する場合、又は6人以上の家族の場合は165㎡まで。）		増築、改築、移築、修繕若しくは模様替え又は設備の改善とする。	100㎡以上400㎡以下とする。	貸付限度額	30万～760万円		3万～480万円	30万～590万円	償還期間	25年以内		15年以内	25年以内	利 率	2 %				<ul style="list-style-type: none"> <li>●申請手続き 個人→市町村</li> <li>●必要書類 ・借受申込書 ・各市町村が要綱等に定める添付書類</li> <li>●資金の流れ 市町村→個人</li> <li>●実施主体 市町村 〔各市町村がそれぞれ条例又は要綱によって実施している。〕</li> <li>●条例制定の市町村 住宅資金貸付条例を制定している市町村については、資料P48を参照してください。</li> </ul>
	新築資金			改築資金	宅地取得資金																									
	新 築	中古住宅																												
規 模	30㎡以上125㎡以下（60才以上の老人と同居する場合、又は6人以上の家族の場合は165㎡まで。）		増築、改築、移築、修繕若しくは模様替え又は設備の改善とする。	100㎡以上400㎡以下とする。																										
貸付限度額	30万～760万円		3万～480万円	30万～590万円																										
償還期間	25年以内		15年以内	25年以内																										
利 率	2 %																													
2. 北海道アイヌ環境整備資金貸付事業	<p>アイヌの人びとの生活環境と福祉の向上を図るために、環境整備資金を必要とする者に対し、貸付を行い、生活環境などの改善を図ることをねらいとしています。</p>	<p>(1)対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①北海道に居住するアイヌの方</li> <li>②資金を必要とする事情があること</li> <li>③償還能力があること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●申請手続き 個人→各地区協会長→北海道アイヌ協会</li> </ul>																											

事業名	事業のねらい	きま	手続き
		<p>(2)貸付の内容</p> <p>ア. 浴室整備資金 1件につき20万円以内(ただし工事額を超えないものとする)</p> <p>イ. 墓碑整備資金 1件につき30万円以内(ただし工事額を超えないものとする)</p> <p>(3)対象経費 新たに浴室及び墓碑整備に要する経費</p> <p>(4)貸付条件</p> <p>ア. 貸付金については無利子とする。</p> <p>イ. 貸付期間は据置期間(貸付の日の該当年度の3月31日まで)経過後2年以内とする。償還は年賦償還とし、均等償還の方法によるものとする。</p> <p>(5)その他 貸付にあたっては連帯保証人を選定することが必要</p>	<p>●必要書類等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書</li> <li>・浴室(墓碑)整備に係る工事見積書</li> <li>・その他理事長が必要と認める書類</li> </ul> <p>●実施主体 北海道アイヌ協会</p>

### III. 働く人のために

みなさんのお子さんや、ご本人が初めて就職する際に必要となる布団、衣服などの購入に対し、給付あるいは貸付の制度や、公共職業訓練校に入学したときに訓練手続の給付を受けることができる制度などがあります。その内容は、次のとおりです。

#### 働 く 人 の た め の 諸 制 度

事業名	事業のねらい	きま	手続き
1. 就職支援委託訓練費	アイヌ求職者の就職に必要な技能、知識を習得する職業訓練の受講機会を確保し、就職の促進を図ることをねらいとしています。	<p>(1)職業訓練の実施内容等</p> <p>ア. 実施方法 札幌、苫小牧及び釧路高等技術専門学院が民間教育訓練機関等に委託して実施しています。</p> <p>イ. 訓練内容</p> <p>①訓練期間 概ね3ヶ月</p> <p>②訓練分野 情報、事務及び介護等</p> <p>③訓練実施場所 札幌市、苫小牧市、浦河町、平取町、釧路市等</p> <p>*訓練内容は変更となることがあります。また、訓練実施時期は、当該高等技術専門学院にお問い合わせください。</p>	<p>●訓練受講申し込み</p> <p>①ハローワークで求職者登録を行い、職業訓練の受講等について相談してください。</p> <p>②職業訓練の受講が必要と判断された場合、訓練申込書等を高等技術専門学院に提出してください。</p>

事業名	事業のねらい	き ま り	手 続 き																	
		<p>(2) 受講料 受講料は、無料です。ただし、教科書・教材等は有料の訓練があります。</p> <p>(3) 訓練の募集 当該高等技術専門学校及びハローワークにお問い合わせください。 また、当該高等技術専門学院のホームページでもご案内しています。</p>	<p>③高等技術専門学院で選考試験を実施します。</p> <p>④選考試験合格者には入学通知等がきますので、ハローワークに行き受講あつせんの手続きを行ってください。</p> <p>⑤入学通知に従って入校し訓練が開始となります。</p>																	
<p>2. 公共職業訓練手当</p>	<p>就職に際し困難を伴う求職者が、公共職業訓練を受講するに当たって、訓練に専念できる経済的環境を整えるため、手当を支給する。</p>	<p>(1) 支給対象者 ①障害者 ②アイヌ地区住民 ③母子家庭の母、父子家庭の父等 ④中国残留邦人等永住帰国者など ⑤その他</p> <p>(2) 訓練手当の支給期間 訓練期間中 ・地域や訓練科目により訓練期間（2.5ヶ月～2年）は異なる場合があります。</p> <p>(3) 支給額</p> <table border="1" data-bbox="853 901 1724 1161"> <thead> <tr> <th>手当の種類</th> <th>支給期間</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">基本手当</td> <td rowspan="3">訓練期間中(日額)</td> <td>1級地 4,310円</td> </tr> <tr> <td>2級地 3,930円</td> </tr> <tr> <td>3級地 3,530円</td> </tr> <tr> <td>受講手当</td> <td>訓練受講日(日額) 40日まで</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>通所手当</td> <td>実費支給(月額)</td> <td>上限額 42,500円</td> </tr> <tr> <td>寄宿手当</td> <td>訓練期間中(月額)</td> <td>10,700円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※通所手当の内容 ・公共の交通機関等を利用の場合は、1ヶ月の定期代相当額が支給されません。(42,500円が上限となります。) ・自家用車等を利用の場合は、距離や住所によって、月額3,690～8,010円が支給されます。 ・徒歩で通う場合や、施設までの距離が2km未満の場合は支給されません。</p>	手当の種類	支給期間	支給額	基本手当	訓練期間中(日額)	1級地 4,310円	2級地 3,930円	3級地 3,530円	受講手当	訓練受講日(日額) 40日まで	500円	通所手当	実費支給(月額)	上限額 42,500円	寄宿手当	訓練期間中(月額)	10,700円	<p>●申請手続き ①職業訓練の合格通知が届いたら、職業訓練受講予定者に係る所得等調書、市町村・道民税所得証明書などをハローワークに提出します。 ②提出された書類等が支給要件を満たし、受講指示が得られた場合は、支給が決定されます。 ③支給が決定された場合、職業訓練開始後、訓練手当受給資格認定申請書などを職業能力開発施設に提出します。</p> <p>注意！ 例年12月中旬に合格発表がありますので、合格した旨を職業相談員(ハローワーク)に報告してください。報告が遅れると手当が支給されない場合があります。</p>
手当の種類	支給期間	支給額																		
基本手当	訓練期間中(日額)	1級地 4,310円																		
		2級地 3,930円																		
		3級地 3,530円																		
受講手当	訓練受講日(日額) 40日まで	500円																		
通所手当	実費支給(月額)	上限額 42,500円																		
寄宿手当	訓練期間中(月額)	10,700円																		

事業名	事業のねらい	きま	手続き									
3. アイヌ入校対策費	<p>北海道内に居住するアイヌの方又はその子弟で、公共職業能力開発施設において職業訓練（6ヶ月以上）を受講するもののうち、一定の条件を満たす者に対して、就職の促進を図るため、手当を支給する。</p>	<p>(1) 支給対象者 アイヌ又はその子弟</p> <p>(2) 手当の支給期間 訓練期間中</p> <p>(3) 支給額</p> <table border="1" data-bbox="880 432 1720 528"> <thead> <tr> <th>手当の種類</th> <th>支給期間</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受講奨励金</td> <td>訓練期間中(月額)</td> <td>23,000円</td> </tr> <tr> <td>受講支度金</td> <td>入学時(1回)</td> <td>23,760円</td> </tr> </tbody> </table>	手当の種類	支給期間	支給額	受講奨励金	訓練期間中(月額)	23,000円	受講支度金	入学時(1回)	23,760円	<p>●申請手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職業訓練開始後、アイヌ職業訓練受講奨励金等支給調書などを職業能力開発施設に提出します。</li> </ul>
手当の種類	支給期間	支給額										
受講奨励金	訓練期間中(月額)	23,000円										
受講支度金	入学時(1回)	23,760円										
4. 就職促進資金融資制度	<p>アイヌ地区住民に対して、就職に際し必要となる初期費用等の資金の貸付を行うことにより、アイヌ地区住民の就職の促進及び雇用の安定を図ることを目的とした融資制度です。</p>	<p>(1)貸付対象者</p> <p>ア. アイヌ地区住民であって、満18歳以上であること なお未成年者である場合には、親権者の同意が得られること</p> <p>イ. 道内ハローワークの職業紹介により、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と同程度であって、常用労働者（雇用期間の定めのない者又は雇用契約期間1年以上かつ契約の更新が見込まれる者）として就職すること</p> <p>ウ. 就職に際し必要となる初期費用等の資金の貸付を受けなければ就職又は就職当初の生活が困難と認める者であること（一定の所得要件あり）</p> <p>エ. 道内ハローワークに求職の申込みをしており、常用労働者として就職することを目的として、2ヶ月以上（特に求職の意思が強固にあると認められる場合は、1週間以上）求職活動を行った者であること</p> <p>オ. 就職促進資金の貸付を受けたことがないこと。ただし就職促進資金の返済中に事業主都合等、希望者の意思に関係なく離職を余儀なくされた者であって、就職促進資金の返済を完了している者を除く</p> <p>カ. 常用労働者として就職する日から起算して過去3年間において、同一の事業主に常用労働者として雇用されたことがないこと</p> <p>キ. 暴力団員により不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でないこと</p>	<p>●貸付の手続き</p> <p>①貸付希望者は、就職日の属する月の前々月の初日から就職日の属する月の末日から起算して15日後までに「就職促進資金資格要件確認申請書」及び添付書類をハローワークへ提出する。 （例えば、就職日が5月10日の場合は、申請期間は3月1日から6月15日となる。）</p> <p>②ハローワークは提出された「就職促進資金資格要件確認申請書」を確認・審査し、貸付要件を満たしている場合は、「就職促進資金資格要件確認証明書」を発行する。</p>									

事業名	事業のねらい	き ま り	手 続 き																																				
		<p>※トライアル雇用制度（試行的に一定期間（1～3ヶ月）雇用する制度）を活用して就職した場合であっても、トライアル雇用期間終了後に常用雇用へ移行した場合は、常用雇用に移行した日を就職日とみなし、貸付の対象になります。</p> <p>(2)貸付額、利率等  貸付額 世帯主 上限20万円            単身者 上限15万円  利率 年1.5%（信用保証料0.5%含む）  融資期間 北海道労働金庫（北海道ろうきん）の各営業店</p> <p>(3)返済方法、返済免除  ア. 返済方法  ①元金据え置き6ヶ月の後、1年以上5年以内に、元利均等月賦償還（毎月の返済額（元金・利息）を一定額にした支払い）により返済する。  ②元金据え置き期間中（6ヶ月）は利息のみを支払う。また貸付金が振り込まれた日から1年は繰り上げ（臨時）返済はできない。  イ. 返済免除  就職先の事業主に、就職後1年を超えて引き続き常用雇用者として雇用されている場合は、貸付額が返済免除されます。（※所得要件等一定の要件あり）  その他、借入者の死亡等やむを得ない理由により返済能力がなくなったと認められる場合についても、貸付額の一部が返済免除される場合があります。</p>	<p>③貸付希望者は、「就職促進資金資格要件確認証明書」の発行日から起算して1ヶ月後までに、北海道労働金庫の営業店に貸付申込みを行い、融資の資格審査を受ける。（貸付が決定された場合は、営業店から貸付希望者あて電話により通知される。）</p> <p>●申請の流れ  ①確認申請書提出  借受希望者→ハローワーク  ②資格証明書の発行  ハローワーク→借受希望者  ③融資申し込み  借受希望者→北海道ろうきん  ④融資実行</p>																																				
<p>5. 職業相談員事業／ 雇用推進委員設置事業</p>	<p>適正な職業選択などの指導を行うために、ハローワークにアイヌの方専任の職業相談員を配置し、職業の安定を図ることをねらいとしています。併せて、アイヌの方々の雇用機会の拡大と雇用の安定を図ることをねらいとしています。</p>	<p>職業相談員／雇用推進員の配置状況</p> <table border="1" data-bbox="869 1094 1720 1382"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>人員</th> <th>名 称</th> <th>人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ハローワーク札幌</td> <td>1人</td> <td>ハローワーク釧路</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>ハローワーク札幌北</td> <td>1人</td> <td>ハローワーク帯広</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>ハローワーク東札幌</td> <td>1人</td> <td>ハローワーク苫小牧</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>ハローワーク千歳</td> <td>1人</td> <td>ハローワーク浦河</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>ハローワーク函館</td> <td>1人</td> <td>ハローワーク室蘭</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>八雲出張所</td> <td></td> <td>伊達分室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ハローワーク旭川</td> <td>1人</td> <td>ハローワーク静内</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>ハローワーク室蘭</td> <td>1人</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	人員	名 称	人員	ハローワーク札幌	1人	ハローワーク釧路	1人	ハローワーク札幌北	1人	ハローワーク帯広	1人	ハローワーク東札幌	1人	ハローワーク苫小牧	1人	ハローワーク千歳	1人	ハローワーク浦河	2人	ハローワーク函館	1人	ハローワーク室蘭	1人	八雲出張所		伊達分室		ハローワーク旭川	1人	ハローワーク静内	2人	ハローワーク室蘭	1人	—	—	
名 称	人員	名 称	人員																																				
ハローワーク札幌	1人	ハローワーク釧路	1人																																				
ハローワーク札幌北	1人	ハローワーク帯広	1人																																				
ハローワーク東札幌	1人	ハローワーク苫小牧	1人																																				
ハローワーク千歳	1人	ハローワーク浦河	2人																																				
ハローワーク函館	1人	ハローワーク室蘭	1人																																				
八雲出張所		伊達分室																																					
ハローワーク旭川	1人	ハローワーク静内	2人																																				
ハローワーク室蘭	1人	—	—																																				

事業名	事業のねらい	きま	手続
6. 就職支度資金	<p>中学校を卒業した者に対し支度金を給付し、就職の促進を図ることをねらいとしています。</p>	<p>(1) 支給対象者 各年の3月に中学校を卒業した者で、翌年の3月末までに就職した者（同一人につき一回に限る）</p> <p>(2) 支給額 23,760円以内</p> <p>(3) 返還 申請者が次の事項に該当するときは、決定を取り消し、資金の全部もしくは一部を返還させることができる。 ア. 不正行為により資金の給付を受けたとき イ. 資金を他の目的に使用したとき ウ. その他この要綱に違反したとき</p> <p>(4) 受領書の提出 資金の給付を受けたときはただちに受領書を理事長に提出すること。 なお、銀行振込の場合は不要</p>	<p>●申請手続き 申請書に次の書類を添付の上、各地区アイヌ協会長を経由して、理事長に提出するものとする。 &lt;必要書類&gt; ①資金を必要とする者の調書 ②各地区アイヌ協会長の支給推薦書 ③就職証明書 ④その他理事長が必要と認める書類</p> <p>●書類提出期限 当該申請年度中に申請をするものとする。（詳細は北海道アイヌ協会にお問い合わせください。）</p> <p>●実施主体 北海道アイヌ協会</p>
7. 自動車等運転免許取得資金	<p>自動車等運転免許を必要とする者に対し、取得資金を給付することにより、就職の促進を図ることをねらいとしています。</p>	<p>(1) 支給対象者 自動車等の運転免許を取得し、その技術によって生計を維持していると認められる者</p> <p>(2) 支給の範囲 各年の3月1日以降において、次の免許を取得した者（同一人につき一回に限る） ①道路交通法に定める大型、中型、大型2種、大型特殊自動車、小型特殊自動車、普通自動車等の運転免許 ②船舶職員法、第4条に定める海技従事者の免許 ③クレーン等安全規則第233条及び229条に定めるクレーン等運転士免許</p>	<p>●申請手続き 申請書に次の書類を添付の上、各地区アイヌ協会長を経由して、理事長に提出するものとする。 &lt;必要書類&gt; ①資金を必要とする者の調書 ②各地区アイヌ協会長の支給推薦書 ③運転免許証の写しと通った自動車学校の領収書。（普通自動車免許取得者は、雇用主の証明書）</p>

事業名	事業のねらい	きま	手続き
		<p>(3) 支給額 50,000円以内</p> <p>(4) 返還 申請者が次の事項に該当するときは、決定の取り消し、資金の全部もしくは一部を返還させることができる。 ア. 不正行為により資金の給付を受けたとき イ. 資金を他の目的に使用したとき ウ. その他この要綱に違反したとき</p> <p>(4) 受領書の提出 資金の給付を受けたときはただちに受領書を理事長に提出すること なお、銀行振込の場合は不要</p>	<p>④その他理事長が必要と認める書類</p> <p>●書類提出期限 当該申請年度中に申請をするものとする。(詳細は北海道アイヌ協会にお問い合わせください。)</p> <p>●実施主体 北海道アイヌ協会</p>

#### IV. 事業の基盤を整備するために

農業、林業、漁業、商業などみなさんのそれぞれの商売の基盤を整備し、経営の安定を図るために、いろいろの事業を実施しております。その内容は次のとおりです。

#### 事業の基盤整備のための諸制度

事業名	事業のねらい	きま	手続き
1. アイヌ中小企業振興対策事業費補助金	アイヌ民芸品の市場開拓を図るために道内外で展示会を開催したり、技術の向上を図るため、道内外で研修を行うことにより、中小企業者の経営安定を促進することをねらいとしています。	<p>(1)アイヌ民芸品展示会事業 アイヌ工芸作家の作品展示、製作体験、製作実演を通じアイヌ民芸品を広くPRする。道内事業者から作品を募り、実施会場にあわせ作品を選定、展示すると同時に来場者向けにアイヌ文化の一端に直に触れる機会を設け、販路の拡大と需要の喚起を図る。 また、北海道初として「伝統的工芸品」に指定された「二風谷イタ」「二風谷アットゥシ」を紹介するなど展示に幅を持たせる。 参加者の実演などによる、作品の「いわれ」や「特徴」を直に発信し、イメージアップを図る。</p> <p>ア. 参加対象者 道内でアイヌ民芸品の製作、販売を職業としている者、又は組合など。</p>	<p>●実施主体 北海道アイヌ協会</p>

事業名	事業のねらい	ま	手続
		<p>イ. 展示会場  毎年道内3会場、道外1会場で実施  平成27年度実施  ・道内 新千歳空港ターミナル2階センタープラザ  ・東京都 八重洲ギャラリー</p> <p>(2) 工芸者技術研修会事業  ア. 参加対象者  道内でアイヌ民芸品の製作、販売をしている者、又は組合など</p> <p>イ. 道外研修  国立民族学博物館の「外来研究員制度」を活用した研修は、各々の調査研究テーマに沿って、スケジュールを作成し、資料の調査、記録、研究を進める。また、効果的な研究が行えるよう事前研修を実施し、参加者同士の意見交換等を行う場として適切な研修内容を組み立て、研修では担当教官等から研修テーマに沿った講義や指導を受ける。  研修終了後には、参加者から提出された報告書に基づき研修成果の報告会を開催する。</p> <p>ウ. 道内研修  アイヌ工芸者の技術向上と経営手法を習得するため、熟練工芸作家から直接技術指導と経営や販売促進に関する研修を実施する。  研修終了後には、参加者による報告会を開催し、研修の効果を広める。</p> <p>※産業振興（アイヌ民工芸品製作販売の振興策）を目的とし、アイヌ文化振興財団の複製事業、実践上級講座（木彫・刺しゅう）などの文化伝承事業とは異なる。</p>	
2. アイヌ中小企業経営改善指導事業費補助金	北海道商工会連合会が行うアイヌ中小企業、経営改善指導事業に要する経費の一部を補助し、アイヌ中小企業の経営の安定と健全な発展を図ることをねらいとしています。	<p>(1) 専任経営指導者 1人</p> <p>(2) 配置場所等  ・北海道商工会連合会（水・木）及び北海道アイヌ協会（月・火・金）  この他に、各単位商工会に経営指導員がそれぞれ配置されているので、利用してください。</p>	経営上の諸問題について相談したい場合は、北海道アイヌ協会又は北海道商工会連合会に申し出てください。

事業名	事業のねらい	き ま り				手続き												
3. アイヌ農林漁業対策事業	アイヌ住民居住地区においてアイヌ農林漁家の経営の改善に必要な農林業生産基盤の整備及び農林漁業経営の近代化のための施設等の整備に対し支援し、所得及び生活水準の向上を図ることをねらいとしています。	<p>(1) 事業実施対象地区 アイヌ住民居住地区のうちアイヌ農林漁家の戸数が原則として3戸以上ある地区であること</p> <p>(2) 一般的基準 ア. 個々の施設等の整備については、原則として単年度で完了するものとする。 イ. 1箇所又は1施設の個々の事業費は、原則として最低30万円であること ウ. 1箇所又は1施設の個々の事業の受益関係農林漁家のうちアイヌ農林漁家の戸数は原則として3戸以上であること エ. 1事業実施地区又は1施設の事業ごとに、アイヌ農林漁家に係る受益又は利用の割合がおおむね5割以上を占めるものであること</p> <p>(3) 補助対象事業 ア. 農林業生産基盤整備事業</p>				<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業計画の樹立 農林漁家の意向把握→市町村 事業計画樹立→北海道協議→ 農林水産省協議</li> <li>●事業計画の承認 市町村長は、知事の承認を得る。</li> <li>●申請の手続き 利用組合、団体等 →市町村 → 道 → 国</li> <li>●資金の流れ 国 → 道 → 市町村→利用 組合、団体等</li> </ul>												
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th data-bbox="853 778 1016 802">事業種目</th> <th data-bbox="1016 778 1167 802">事業主体</th> <th data-bbox="1167 778 1406 802">事業内容</th> <th data-bbox="1406 778 1659 802">事業の規模等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="853 802 1016 1281">1. ほ場整備事業</td> <td data-bbox="1016 802 1167 1281">市町村、農業協同組合、土地改良区、農業者等の組織する団体</td> <td data-bbox="1167 802 1406 1281">農地につき行う区画整理及びこれと関連して施行することを相当とするかんがい排水、畑地かんがい、暗きょ排水、農道等の事業とする。</td> <td data-bbox="1406 802 1659 1281">1. 1事業地区の受益面積は、おおむね2ha以上とする。 2. 区画、用排水路及び道路は、傾斜、地下水その他の立地条件、導入機械、営農体系等に即応したものとする。 3. 確定測量及び換地処分については、工事完了年度の翌年度まで補助する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="853 1281 1016 1414">2. 農用地集団化事業</td> <td data-bbox="1016 1281 1167 1414">市町村、農業協同組合、土地改良区、農業</td> <td data-bbox="1167 1281 1406 1414">交換分合によって農用地の集団化を行うための事業とし、農用地集団化</td> <td data-bbox="1406 1281 1659 1414">1. 事業地区の関係面積はおおむね2 ha以上とする。</td> </tr> </tbody> </table>				事業種目	事業主体	事業内容	事業の規模等	1. ほ場整備事業	市町村、農業協同組合、土地改良区、農業者等の組織する団体	農地につき行う区画整理及びこれと関連して施行することを相当とするかんがい排水、畑地かんがい、暗きょ排水、農道等の事業とする。	1. 1事業地区の受益面積は、おおむね2ha以上とする。 2. 区画、用排水路及び道路は、傾斜、地下水その他の立地条件、導入機械、営農体系等に即応したものとする。 3. 確定測量及び換地処分については、工事完了年度の翌年度まで補助する。	2. 農用地集団化事業	市町村、農業協同組合、土地改良区、農業	交換分合によって農用地の集団化を行うための事業とし、農用地集団化	1. 事業地区の関係面積はおおむね2 ha以上とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●補助率 43/60 (国2/3、道1/20) (市町村が事業主体の場合 2/3 (国 2/3))</li> </ul>
事業種目	事業主体	事業内容	事業の規模等															
1. ほ場整備事業	市町村、農業協同組合、土地改良区、農業者等の組織する団体	農地につき行う区画整理及びこれと関連して施行することを相当とするかんがい排水、畑地かんがい、暗きょ排水、農道等の事業とする。	1. 1事業地区の受益面積は、おおむね2ha以上とする。 2. 区画、用排水路及び道路は、傾斜、地下水その他の立地条件、導入機械、営農体系等に即応したものとする。 3. 確定測量及び換地処分については、工事完了年度の翌年度まで補助する。															
2. 農用地集団化事業	市町村、農業協同組合、土地改良区、農業	交換分合によって農用地の集団化を行うための事業とし、農用地集団化	1. 事業地区の関係面積はおおむね2 ha以上とする。															

事業名	事業のねらい	き ま り				手続き
		事業種目	事業主体	事業内容	事業の規模等	
		3. 土地改良事業	委員会  市町村、農業協同組合、土地改良区、農業者等の組織する団体	<p>の啓もう普及、経営調査、土地評定、測量、計画図作成、交換分合計画書作成、認可申請等とする。</p> <p>農地及び水に関する条件整備を行うための事業とし、かんがい排水、畑地かんがい、暗きょ排水、客土、農道、農道舗装、農道橋、索道等とする。</p>	<p>1. 1 事業地区の関係面積はおおむね2ha以上とする。</p> <p>2. 畑地かんがい事業の末端移動施設（スプリンクラー等）は、農業経営近代化施設として補助の対象とする。</p> <p>3. 客土事業の客入土の散布費用は、補助の対象としない。</p> <p>4. 農道事業にあっては全巾員は3m以上1路線の延長はおおむね200m以上とする。</p> <p>5. 農道舗装事業は、既存農道の舗装とする。</p> <p>6. 農道橋事業は、永久橋への架替えに限るものとし、全巾員は3m以上とする。</p>	

事業名	事業のねらい	き ま り				手続き
		事業種目	事業主体	事業内容	事業の規模等	
		4. 農地造成改良事業	市町村、農業協同組合、土地改良区、農業者等の組織する団体	未墾地からの農地造成、既墾地からの樹園地、飼料畑等への転換造成及びこれと一体として施工することを相当とする農用地の改良事業とし造成改良に必要な障害物除去（刈払い、除石、抜根）、起土、深耕、整地、土壌改良資材、区画整理、かんがい排水施設、客土、農道、索道、防風林、土壌侵蝕防止施設、飲雑用水施設等とする。	<p>7. 索道事業は、動力索道及びこれと一体として施行することを相当とする附帯道路とする。</p> <p>1. 1 事業地区の造成改良面積は、おおむね 2 ha 以上とする。</p> <p>2. 確定測量及び換地処分については、ほ場整備事業の場合に準ずる。</p> <p>3. 区画整理、かんがい排水、客土、農道及び索道については、ほ場整備事業及び土地改良事業の場合に準ずる。</p>	
		5. 草地開発整備事業	市町村、農業協同組合、土地改良区、農業者等の組織する団体	草地の造成、改良、野草資源を利用した放牧地の整備及び草地の利用に必要な施設等の整備事業とし、造成改良に必要な障害物除去（刈払い、除石、抜根）、起土、	1. 事業地区の造成改良面積は、おおむね 2 ha 以上とする。	

事業名	事業のねらい	き ま り				手続き
		事業種目	事業主体	事業内容	事業の規模等	
		6. 林道事業	市町村、森林組合、生産森林組合	<p>整地、土壌改良資材、牧草種子、区画整理、かんがい排水施設、土壌侵蝕防止施設、牧道、索道、飲雑用水施設、隔障物、牧野樹林、家畜飼養管理施設（家畜保護施設、電気導入施設、飼料貯蔵施設等）等とする。</p> <p>自動車道及び軽車道（林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）に定める自動車道及び軽車道をいう。）の開設及び改良を行う事業とし、助成の対象は林道の新設（既設林道の種類の変更を含む。）又は改築、橋りょう改良、局部改良、雪害防止、ずい道改良、幅員拡張、法面保全及び山火事防止の工事とする。</p>	1. 事業の規模は、利用区域の森林面積おおむね10ha以上、1路線の延長200m以上とする。	

事業名	事業のねらい	き ま り	手 続 き												
		<p>イ. 農林漁業経営近代化施設整備事業</p> <table border="1" data-bbox="853 261 1686 1126"> <thead> <tr> <th data-bbox="853 261 1016 293">事業種目</th> <th data-bbox="1016 261 1167 293">事業主体</th> <th data-bbox="1167 261 1686 293">補 助 対 象 施 設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="853 293 1016 608">1. 農業経営近代化施設</td> <td data-bbox="1016 293 1167 608">市町村、農業協同組合、農業者等の組織する団体</td> <td data-bbox="1167 293 1686 608">栽培飼養管理、収穫、乾燥、集出荷、飼料生産を改善するために必要なトラクター及び附属作業機、育苗施設、温室（ハウスを含む。）移植用機械、動力防除機、定置配管施設、果樹棚、かん水施設、収穫用動力機械、運搬施設、乾燥調製施設、集出荷貯蔵施設、農畜産物処理加工施設、放牧施設、家畜用水施設、畜舎、糞尿処理施設、農機具格納附帯施設等とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="853 608 1016 900">2. 林業経営近代化施設</td> <td data-bbox="1016 608 1167 900">市町村、森林組合、生産森林組合、農業協同組合、農林業者等の組織する団体</td> <td data-bbox="1167 608 1686 900">刈払機、植穴掘機、薬剤散布機、チェーンソー、チップパー、皮はぎ機、フォークリフト、機械保管施設、木工用機械、乾燥機、作業施設、特用林産物栽培管理施設、木材処理加工施設、特用林産物処理加工施設、貯蔵用施設、附帯施設等とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="853 900 1016 1126">3. 漁業経営近代化施設</td> <td data-bbox="1016 900 1167 1126">市町村、漁業協同組合、農業協同組合、農漁業者等の組織する団体</td> <td data-bbox="1167 900 1686 1126">養殖施設、蓄養施設、海水処理施設、漁業用作業保管施設、水産物処理加工施設、水産鮮度保持施設、水揚荷さばき施設、貯蔵用施設、運搬施設、附帯施設等とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ. 特認事業  前期ア、イに掲げる事業に準ずるもので、当該地区の特色からみて、その緊要度が高く、かつ、事業効果が著しく、自力を持って行うことが困難な事業で、本事業により実施することが適当と認められるものとする。</p>	事業種目	事業主体	補 助 対 象 施 設	1. 農業経営近代化施設	市町村、農業協同組合、農業者等の組織する団体	栽培飼養管理、収穫、乾燥、集出荷、飼料生産を改善するために必要なトラクター及び附属作業機、育苗施設、温室（ハウスを含む。）移植用機械、動力防除機、定置配管施設、果樹棚、かん水施設、収穫用動力機械、運搬施設、乾燥調製施設、集出荷貯蔵施設、農畜産物処理加工施設、放牧施設、家畜用水施設、畜舎、糞尿処理施設、農機具格納附帯施設等とする。	2. 林業経営近代化施設	市町村、森林組合、生産森林組合、農業協同組合、農林業者等の組織する団体	刈払機、植穴掘機、薬剤散布機、チェーンソー、チップパー、皮はぎ機、フォークリフト、機械保管施設、木工用機械、乾燥機、作業施設、特用林産物栽培管理施設、木材処理加工施設、特用林産物処理加工施設、貯蔵用施設、附帯施設等とする。	3. 漁業経営近代化施設	市町村、漁業協同組合、農業協同組合、農漁業者等の組織する団体	養殖施設、蓄養施設、海水処理施設、漁業用作業保管施設、水産物処理加工施設、水産鮮度保持施設、水揚荷さばき施設、貯蔵用施設、運搬施設、附帯施設等とする。	
事業種目	事業主体	補 助 対 象 施 設													
1. 農業経営近代化施設	市町村、農業協同組合、農業者等の組織する団体	栽培飼養管理、収穫、乾燥、集出荷、飼料生産を改善するために必要なトラクター及び附属作業機、育苗施設、温室（ハウスを含む。）移植用機械、動力防除機、定置配管施設、果樹棚、かん水施設、収穫用動力機械、運搬施設、乾燥調製施設、集出荷貯蔵施設、農畜産物処理加工施設、放牧施設、家畜用水施設、畜舎、糞尿処理施設、農機具格納附帯施設等とする。													
2. 林業経営近代化施設	市町村、森林組合、生産森林組合、農業協同組合、農林業者等の組織する団体	刈払機、植穴掘機、薬剤散布機、チェーンソー、チップパー、皮はぎ機、フォークリフト、機械保管施設、木工用機械、乾燥機、作業施設、特用林産物栽培管理施設、木材処理加工施設、特用林産物処理加工施設、貯蔵用施設、附帯施設等とする。													
3. 漁業経営近代化施設	市町村、漁業協同組合、農業協同組合、農漁業者等の組織する団体	養殖施設、蓄養施設、海水処理施設、漁業用作業保管施設、水産物処理加工施設、水産鮮度保持施設、水揚荷さばき施設、貯蔵用施設、運搬施設、附帯施設等とする。													

事業名	事業のねらい	きま	手続
4. 農山漁村経営改善資金貸付事業	生活環境、就業条件等の安定向上を図ることが必要なアイヌ住民居住地区におけるアイヌ農林漁業者の経営改善を図ることをねらいとしています。	<p>(1) 貸付対象者 農業、林業、漁業を営む個人及び法人であって、経営改善計画を作成し北海道知事の認定を受けた者</p> <p>(2) 貸付限度額 次のア、イのいずれか低い額とします。 ア. 融資対象事業費×0.9 (90%) イ. 個人 1,500万円 (特認 2,500万円) (漁船購入 3,000万円) 法人 4,000万円 (特認 7,300万円)</p> <p>(3) 貸付利率 0.70% (平成27年12月現在)</p> <p>(4) 償還期間 15年以内 (3年以内の据置期間も含む)</p> <p>(5) 融資対象事業 ア. 農業 ① 農舎、畜舎 (家畜排せつ物処理施設含む)、農産物乾燥施設、農作物育成管理用施設等農業用建物・構築物又は農機具等の改良、造成、取得 ② 果樹の新植又は改植 イ. 林業 素材、樹苗又は特用林産物の生産若しくは造林、林産物の処理加工・流通・販売に必要な機械、その他の施設の造成、取得又は改良 ウ. 漁業 漁具、漁場改良造成施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設又は漁業生産環境施設の改良、造成又は取得</p>	借入手続きの流れは49ページを参照してください。

事業名	事業のねらい	き ま り	手 続 き
5. 農業経営基盤強化資金 (スーパーL)	農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者が利用し、経営改善を図ることをねらいとしています。	(1) 貸付対象者 農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画を作成し、市町村長の認定を受けた個人及び法人  (2) 貸付限度額 個人 3億円(特認 6億円) 法人 10億円(特認 20億円)  (3) 貸付利率 0.25%~0.70%(平成27年12月現在)  (4) 償還期間 25年以内(10年以内の据置期間も含む)  (5) 融資対象事業 農業経営改善計画の目標達成に必要な次に掲げる資金 ア. 農地等の取得、改良等 イ. 農業経営用施設・機械又は農産物の加工処理・流通販売施設・観光農業施設等の改良、造成、取得 ウ. 借地権、機械等の利用権その他の無形固定資産の取得等 エ. 家畜・果樹等の導入、農地賃借料その他農業経営の改善に必要な長期資金 オ. 負債の整理(制度資金を除く。)その他農業経営の改善・安定に必要な長期資金	借入手続きのながれは49ページを参照してください。

V. 地域の環境を整備するために

みなさんの住んでいる地域の生活環境をより整備するために、生活館、共同作業場などを設置したり、地区道路、下水排水路などを布設する事業を実施しております。その内容は、次のとおりです。

事業名	名事業のねらい	き ま り	手 続 き
1. 地方改善施設整備費補助事業	生活館、共同作業場、道路、下水排水路などを整備し、生活環境の改善を図ることをねらいとしております。	<p>(1)生活館の設置 各地域の生活館においては、下記の事業を選択して行っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会調査及び研究事業 地域住民の生活の実態を調査し、その生活の改善向上を図るために必要な事業を研究する事業</li> <li>・相談事業 地域住民に対し、生活上の相談、人権に関わる相談に応じ適切な助言指導を行う事業 なお、相談に当たっては、地域住民の利便を考慮して、機動的な相談体制を確立し、また、相談の結果、必要があるときは関係行政機関、社会福祉施設等に連絡、紹介を行うほか、その他適切な支援を行うよう努めております。</li> <li>・啓発・広報活動事業 地域住民に対し、広く人権に関する理解を深めるため、日常生活に根ざした啓発・広報活動を行う事業</li> <li>・地域交流事業 地域住民を対象とした各種クラブ活動、レクリエーション、教養・文化活動等地域住民の交流を図る事業</li> <li>・周辺地域巡回事業 生活館の利用が困難な周辺地域住民に対して、専門家による巡回相談、啓発講演会開催等を実施する事業</li> <li>・地域福祉事業 地域における様々な生活上の課題の解決を図るため、地域の実情に応じて行う事業</li> </ul> <p>(2)共同作業場の設置 民芸品又は、農林漁業用などの共同作業場を設置する経費に対し助成</p>	●実施主体 市町村

事業名	名事業のねらい	き ま り	手 続 き														
		<p>ア. 補助基準面積</p> <table border="1" data-bbox="869 228 1697 453"> <thead> <tr> <th data-bbox="869 228 1144 260">区 分</th> <th data-bbox="1144 228 1697 260">基 準 面 積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="869 260 1144 357">共同作業場</td> <td data-bbox="1144 260 1697 357">66㎡以上165㎡以内の面積。これによりがたい場合には、厚生労働大臣がその都度承認した面積。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="869 357 1144 453">大型共同作業場</td> <td data-bbox="1144 357 1697 453">231㎡以上397㎡以内の面積。これによりがたい場合には、厚生労働大臣がその都度承認した面積。</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ. 補助単価(㎡当り)</p> <table border="1" data-bbox="869 517 1697 644"> <thead> <tr> <th data-bbox="869 517 1144 549">構 造</th> <th data-bbox="1144 517 1697 549">補 助 単 価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="869 549 1144 580">木 造</td> <td data-bbox="1144 549 1697 580">86,100円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="869 580 1144 612">鉄骨スレート</td> <td data-bbox="1144 580 1697 612">83,900円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="869 612 1144 644">ブ ロ ッ ク</td> <td data-bbox="1144 612 1697 644">86,300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 地区道路の整備 生活道路として整備する経費に対し助成する。 &lt;補助基準&gt; 道路法に基づく市町村道で幅員が原則として2m以上6m以内で厚生労働大臣がその都度承認した総面積とする。</p> <p>(4) 下水排水路の整備 下水排水路を整備する経費に対し助成する。 &lt;補助基準&gt; 深さ及び幅が原則として1.5m以内であり、厚生労働大臣がその都度承認した総延長とする。</p> <p>(5) 墓地移転 墓地を移転して、墓地または納骨堂を整備する経費に対し助成する。 &lt;補助基準&gt; ・ 利用対象地域の面積、人口及び環境等の実情に応じ、厚生労働大臣がその都度承認したものとする。</p>	区 分	基 準 面 積	共同作業場	66㎡以上165㎡以内の面積。これによりがたい場合には、厚生労働大臣がその都度承認した面積。	大型共同作業場	231㎡以上397㎡以内の面積。これによりがたい場合には、厚生労働大臣がその都度承認した面積。	構 造	補 助 単 価	木 造	86,100円	鉄骨スレート	83,900円	ブ ロ ッ ク	86,300円	
区 分	基 準 面 積																
共同作業場	66㎡以上165㎡以内の面積。これによりがたい場合には、厚生労働大臣がその都度承認した面積。																
大型共同作業場	231㎡以上397㎡以内の面積。これによりがたい場合には、厚生労働大臣がその都度承認した面積。																
構 造	補 助 単 価																
木 造	86,100円																
鉄骨スレート	83,900円																
ブ ロ ッ ク	86,300円																

事業名	名事業のねらい	きま	手続き
2. 生活館運営費補助金事業	生活館運営に要する経費及び職員の配置する経費に対し助成し、生活改善の向上を図ることをねらいとしています。	<p>(1)生活館運営費</p> <p>ア. 基準額 1生活館あたり 年額1,009,000円 (知事が承認した生活館については、年間3,517,000円の範囲内とする。ただし、事業期間が1年に満たない場合は、基準額に「事業月数/12」を乗じるものとする。</p> <p>イ. 対象経費 生活館運営のために必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費(保険料を除く。)、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費。(ただし、知事が承認した生活館については給料、職員手当及び共済費を含む)。</p> <p>(2)生活館活動推進事業費</p> <p>ア. 基準額 1生活館当たり年額195,000円 ただし、これによりがたい場合には知事が承認した額。</p> <p>イ. 対象経費 生活館活動推進事業の実施に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費(保険料を除く。)、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費</p>	●実施主体 市町村

VI. 日常生活をより豊かにするために

日常生活のなかで、緊急にお金が必要になった場合、あるいは先祖の霊に対し墓碑を建立したいという場合に資金を貸したり、生活面でのいろいろな悩みごとなどに対する相談事業等を実施しております。

その内容は次のとおりです。

事業名	名事業のねらい	きま	手続き
1. 北海道アイヌ福祉資金貸付事業	アイヌの人びとの生活の安定と福祉の向上を図るために、福祉資金を必要とする者に対して貸付し、生活の安定を図ることをねらいとしています。	<p>(1)対象者</p> <p>①北海道に居住するアイヌの方 ②資金を必要とする事情があること ③償還能力があること</p> <p>(2)貸付の内容 一世帯につき10万円以内</p>	<p>●申請手続き 個人→各地区協会長→北海道アイヌ協会</p> <p>●必要書類等 ・借入申込書</p>

事業名	事業のねらい	きま	り	手続き
		(3)対象経費 緊急に生活資金を必要とする者に対して貸付を行う。		●実施主体 北海道アイヌ協会
		(4)貸付条件 ア. 貸付金については無利子とする。 イ. 償還期間は、当該資金の貸付の日の属する月から1年以内とする。 ただし、貸付日の属する年度の3月20日を超えることはできない。		
		(5)その他 貸付にあたっては連帯保証人を選定することが必要です。		

Ⅶ. アイヌ文化の保存・伝承・振興を図るために

Ⅶ-1 アイヌ民俗文化財保護の取組のために (所管 北海道教育委員会)

各地域で伝承されているアイヌ民俗文化財を活用することで文化に対する理解を広げ、文化財指定のため伝承技術等の調査や活用事業が進められております。その内容は次のとおりです。

事業名	事業のねらい	きま	り	手続き
1. アイヌ民俗文化財伝承・活用業務	アイヌ文化財を理解するための基本的な用語や、アイヌ民族の伝統的な民俗技術及び芸能に関する伝承講座を実施し、アイヌ文化への理解促進及び伝承と活用を図ることをねらいとしています。	(1)アイヌ民俗技術伝承講座 アイヌの伝統的な木彫、刺繍、衣類等の織物、山菜の保存加工、伝統料理に関する伝承講座及びこれらに係るアイヌ用語を学習する講座 1回につき1.5時間、年12回実施 例：「伝統的な木彫（刺繍）技術を学ぶ」 「ゴザ編みの基本的技術を学ぶ」		●実施主体 北海道アイヌ協会及び各地区のアイヌ協会  ●手続き(各地区協会) ・実施地域にて事業計画、予算書、資金計画書等の必要書類を作成し、業務処理責任者である北海道アイヌ協会へ提出する。 ・実施地区にて業務運営担当者等を定め、担当者会議、地域から推薦された講師選定会議を経た後に年間計画に基づき講座を実施する。 ・受講者についてはアイヌの方、地域住民とする。
		(2)アイヌ民俗芸能伝承講座 アイヌの伝統的な古式舞踊、ムックリ等の楽器演奏、歌唱に関する伝承講座及びこれらに係るアイヌ用語を学習する講座 1回につき1.5時間、年8回実施 例：「〇〇地方の古式舞踊を学ぶ」 「トンコリの演奏技術を学ぶ」		
		(3)アイヌ民俗文化財総合伝承講座 アイヌ民俗文化財概論、技術・芸能の専門的講義、講座運営についての研究協議を行う講座を、各地域の准講師等を対象に年1回開催する。		
		(4)アイヌ民俗技術・芸能伝承講座発表展示 技術及び芸能伝承講座にて得た成果を年1回発表、公開する。		

事業名	事業のねらい	きま	手続き
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道アイヌ協会より講座実施地区へ開催通知をし、受講希望者を募る。</li> <li>・講座実施地区より技術講座にて製作した作品を一堂に集めて展示し、芸能講座の成果も披露する。</li> </ul>
<p>2. アイヌ民俗文化財調査業務</p>	<p>アイヌ民族が北海道の風土に根ざし育んできた伝統的な生産業や、生活に関する民俗技術及びアイヌ口承文芸などの伝承は、時代の推移により困難になってきており、これらの調査を行い、その結果を記録保存、活用し、アイヌ民俗文化財の保護に資することをねらいとしています。</p>	<p>(1)アイヌ民俗技術に関する調査 アイヌ民俗技術に関する伝統的な技術や現状について調査を実施し、アイヌ民俗技術の保護を図るとともに、アイヌ民俗文化財の指定を推進するため、その伝承状況を把握する。</p> <p>(2)金成マツノートの翻訳整理 故金成マツフチがアイヌ口承文芸を筆録したノートを翻訳整理し、広くその活用を通してアイヌ民俗文化財の伝承活用を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●実施主体 北海道アイヌ協会</li> <li>●手続き(各地区協会) <ul style="list-style-type: none"> <li>・公益社団法人北海道アイヌ協会が主任調査員を選任し、調査委員会を経て、北海道内の技術伝承者からの聞き取り、博物館等への実地調査を行う。</li> <li>・公益社団法人北海道アイヌ協会が翻訳者を選任し、翻訳者打合せ会議を経た上で未整理の物語を翻訳する。</li> </ul> </li> </ul>

Ⅶ-2 アイヌ文化の振興を図るために（実施主体 公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構）

アイヌ語を含むアイヌ民族の伝統文化等の復興と振興を目的とした事業に参加することができます。その内容は次のとおりです。

A. 参加型事業

事業名	事業のねらい	き ま り	手 続 き
<p>1. アイヌ語教育事業 ① 指導者育成</p>	<p>アイヌ語の指導者を志す者を対象に、アイヌ語研究者の協力を得て、アイヌ語の文法及び言語学の基礎を踏まえたアイヌ語の効果的な指導方法等について学習する機会を提供することにより、アイヌ語指導者の育成を図るとともに、アイヌ語指導法の確立を目指し、もって、アイヌ語教育基盤の整備を図ることをねらいとしています。</p>	<p>(1) 指導者育成講座                      ア 講師 6名                      イ 受講者 全道のアイヌ語教室等に、推薦を依頼し8名を決定する。なお、指導者育成講座の修了者は原則として、再度指導者育成講座を受講することはできないものとする。                      ウ 開催方法 集中講義方式とする。                      エ 開催場所・期日 講師及び受講者と調整の上決定する。                      オ 指導内容 講師会議で協議した指導内容・方法により、教材・資料を活用し行う。                      カ 経費等の支給 受講者には、講座出席に係る旅費相当額及び参加奨励費を支給する。</p> <p>(2) フォローアップ講座                      ア 講師 指導者育成講座の講師                      イ 受講対象者 指導者育成講座の修了者                      ウ 開催方法 集中講義方式とする。                      エ 開催場所・期日 講師及び受講者と調整の上決定する。                      オ 指導内容 修了者がアイヌ語を指導する上で課題となっている点を事前聴取し、その課題についての講義及び修了者による模擬授業を題材とした講義を行う。                      カ 経費等の支給 受講者には、講座出席に係る旅費相当額を支給する。</p> <hr/> <p>平成27年度実績                      ・講師会議 4回                      ・講座（参加者：講師6名、受講者7名）                          第1回 NTT 北海道セミナーセンター 8月28日(金)～8月30日(日)                          第2回 NTT 北海道セミナーセンター 10月2日(金)～10月4日(日)                          第3回 NTT 北海道セミナーセンター 11月6日(金)～11月8日(日)                      ・フォローアップ講座（参加者：講師5名、受講者9名）                          苫小牧市生活館他 6月19日(金)～6月21日(日)</p>	<p>●申請の流れ                      ・4～5月にアイヌ文化財団から各地区アイヌ協会に募集概要が通知される。                      ・アイヌ文化財団では、全道のアイヌ語教室等から推薦を受けた個人を受講者として決定                      ・1期2年間の受講を想定しているため、受講生の募集は2年に1度</p> <p>※フォローアップ講座は、指導者育成講座の受講者を対象に、その後のアイヌ語指導をサポートすることを目的に設置しています。</p>

事業名	事業のねらい	きま	手続き
<p>1. アイヌ語教育事業 ② 上級講座</p>	<p>アイヌ語を母語とする人びとの高齢化等により、アイヌ語を話せる人が極めて少なくなる中で、将来アイヌ語指導者となる上級話者を育成する場がないなど、アイヌ語を取り巻く環境は非常に厳しい状況にある。</p> <p>こうしたことから、アイヌ語の上級話者を育成するため、アイヌ語研究者等の協力を得て中級話者を対象としたアイヌ語上級講座を開設することをねらいとしています。</p>	<p>(上級講座)</p> <p>(1) 開設地区 講座は、5地区で開設する。(イオル地区を含む道内4地区、東京地区) 全道のアイヌ語教室等に、事業実施希望調査を行い、4地区を決定する。</p> <p>(2) 開設期間 原則として、金・土・日曜日の3日間を4回行う。</p> <p>(3) 開設時間 各日4時間、合計48時間</p> <p>(4) 指導内容等 ア 集中講義方式により効果的に学習を行う。 イ 特定のアイヌ語の方言について学習する。 ウ 音声資料を用いたテープの聞き取り、和訳等 エ アイヌ語の話者を招いての会話練習</p> <p>(5) 講師 ア 講師は、講座の開設地区で使われる方言に応じて、理事長が委嘱する。 イ 講師は、担当する講座の指導方針を定め、受講者が使う学習教材を作成する。</p> <p>(6) 受講者 ア 受講者は、アイヌ語で平易な日常会話をゆっくりとした速さで話すことができる程度のアイヌ語の語学力を有する者とする。 イ 受講者数は、原則として1地区につき5名までとする。 ウ 受講者は、各アイヌ語教室等に推薦しを依頼し、講師と協議の上決定する。 エ 受講者には、参加奨励費として講座出席に係る旅費相当額及び受講手当を支給する。ただし、5年を超えて受講する場合は旅費相当額のみとする。</p> <p>(7) 話者 アイヌ語の話者については、講師と協議の上、理事長が委嘱する。</p> <hr/> <p>平成27年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京地区      ・白糠地区      ・平取地区      ・むかわ地区</li> <li>・白老地区      ・札幌地区      ・浦河地区</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4～5月にアイヌ文化財団から各地区アイヌ協会に募集概要が通知され各地区協会の推薦を受けた個人だけが受講可能</li> </ul>

事業名	事業のねらい	き ま り	手 続 き
1. アイヌ語教育事業 ③ アイヌ語初級講座 ・親と子のアイヌ語学習	<p>アイヌ語を継承する場である家庭において、日常的にアイヌ語が使われることが極めて少ない現状にあり、アイヌ語を話せる親子の育成が急務である。</p> <p>これらのことから、アイヌ民族の親子を受講対象者とし、アイヌ語話者等の協力を得て、アイヌ語の振興及びアイヌの伝統や文化の保存を図ることをねらいとしています。</p>	<p>(アイヌ語初級講座(親と子のアイヌ語学習))</p> <p>(1) 開設地区 講座は、6地区(イオル地区を含む道内5地区、東京地区)で開設する。全道のアイヌ語教室等に事業実施希望調査を行い5地区を決定する。</p> <p>(2) 開設期間 原則として、年間24回の実施とし、日程についてはアイヌ文化財団、講師および講師助手、受講者が協議の上、決定する。</p> <p>(3) 開設時間 月2回程度で1回当たり3時間、合計72時間</p> <p>(4) 指導内容等 ア 音声テープ等による発話練習 イ 古老との会話練習 ウ アイヌ文化に関する絵本等の読み聞かせ等 エ その他</p> <p>(5) 講師等 ア 講師はアイヌ語の話者とし、理事長が委嘱する。 イ 講師助手については、講師と協議の上、理事長が委嘱する。 ウ 講師及び講師助手は指導方針を定め、受講者が使う学習教材を作成する。</p> <p>(6) 受講者 ア 受講対象者は、4歳以上～18歳以下(4月1日現在)の子と近隣に居住する親族で揃って受講できる者とする。 イ 受講者には、講座出席に係る旅費相当額を支給する。</p> <hr/> <p>平成27年度実績            ・札幌地区 ・白老地区 ・東京地区 ・むかわ地区 ・旭川地区</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4～5月にアイヌ文化財団から各地区アイヌ協会に募集概要が通知がされ各地区協会の推薦を受けた親子等だけが受講可能</li> </ul>
1. アイヌ語教育事業 ④アイヌ語初級講座 ・アイヌ語入門講座	<p>アイヌ語伝承者のさらなる掘り起こしと、裾野の拡大を目的に、アイヌ語を学習、習得及び継承しようとする意欲ある未経験者を対象としたアイヌ語入門講座を実施し、中級話者及び上級話者の育成につなげることをねらいとしています。</p>	<p>(1) 開設地区 講座は、7地区で開設する。</p> <p>(2) 開設期間 原則として年間20回の実施とし、日程についてはアイヌ文化財団、講師及び運営補助者、受講者が協議の上、決定する。</p> <p>(3) 開設時間 月2回程度で1回当たり2時間、合計40時間</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4～5月にアイヌ文化財団から各地区アイヌ協会に募集概要が通知がされ各地区協会の推薦を受けた個人が受講可能</li> <li>入門講座は一般からの受講も可能。詳細はアイヌ文化財団のHPに掲載</li> </ul>

事業名	事業のねらい	きま	手続き
		<p>(4) 指導内容等  ア 簡単な文法等、アイヌ語の基礎  イ 伝統的な言葉遊びによる学習  ウ カルタ等の副教材を利用した学習  エ その他</p> <p>(5) 講師等  ア 講師は原則として実施地域に在住するアイヌ語指導者育成事業修了者とし、理事長が委嘱する。  イ 運営補助者については、講師と協議の上、理事長が委嘱する。  ウ 講師及び運営補助者は指導方針を定め、受講者が使う学習教材を選定する。</p> <p>(6) 受講者  アイヌ語を学習、習得及び継承しようとする意欲のある者</p> <hr/> <p>平成27年度実績  ・札幌地区 ・白老地区 ・苫小牧地区 ・平取地区 ・むかわ地区</p>	
<p>2. アイヌ語普及事業  弁論大会</p>	<p>アイヌ語学習者に対して発表の場を提供することにより学習意欲の向上を図るとともに、発表者の交流や開催地域の人びとにアイヌ語に触れていただくため開催することをねらいとしています。</p>	<p>(弁論大会)</p> <p>(1) 出場区分  ア 発表の部 ・子供 自由部門（中学生以下）  ・大人 口承文芸部門（「英雄叙事詩」、「神話」等）  弁論部門（自由）  イ 口演の部 （自由）</p> <p style="text-align: right;">※発表時間は概ね8分以内とする。</p> <p>(2) 参加者数  全体で40名程度</p> <p>(3) 参加対象者  ア 子供・大人の部：アイヌ語を学習している者。  イ 口演の部：過去に大人の部のいずれかの部門で最優秀賞を受賞したことがある者。アイヌ語の研究・指導している者。  ※口演の部については、審査対象外とする。</p> <hr/> <p>平成27年度実績  日時・場所 平成27年11月21日(土) 北海道大学高等教育推進機構  参加者 子供の部 13組16名  大人の部 口承文芸 (18組18名)、弁論 (2名)、口演 (4名)</p>	<p>・7月上旬以降からアイヌ文化財団が配布する参加申込書に、発表内容（アイヌ語による発表内容及びその日本語訳）を添えて、推進機構に申し込む。</p>

事業名	事業のねらい	き ま り	手 続 き
<p>3. アイヌ文化伝承再生事業</p> <p>① 実践上級講座</p> <p>・口承文芸伝承者(語り部)育成</p>	<p>ユカラ(英雄叙事詩)、カムイユカラ(神々の物語)、ウエペケレ(昔話)などの口承文芸の伝統を継承するため、伝承者が継承者へ「語り」を直接指導して新たな語り部を育成することをねらいとしています。</p>	<p>(実践上級講座(口承文芸伝承者(語り部)育成))</p> <p>(1) 実施地区 全道のアイヌ語教室に、実施事業希望調査を行い、7地区で開設する。</p> <p>(2) 実施期間 原則15日間とし、日程についてはアイヌ文化財団、伝承者及び継承者が協議のうえ決定する。</p> <p>(3) 実施会場 原則として伝承者の居住地近隣の施設とし、アイヌ文化財団が伝承者と協議のうえ決定する。</p> <p>(4) 伝承者 アイヌ文化伝承者の中から、理事長が委嘱する。</p> <p>(5) 解説指導員 伝承者による直接指導を補足し、より理解と習熟度を高めるため、口承文芸に知識を持つ解説指導員を配置し、伝承現場での助言指導を行う。</p> <p>(6) 伝承補助者 伝承者の介添人となり、助手的な立場で伝承を補助する伝承補助者を配置する。</p> <p>(7) 継承者 新たな語り部を目指す者とし、原則として1地区5名までとする。</p> <p>(8) 経費の負担 伝承者、解説指導員及び伝承補助者には伝承事業実施に係る旅費及び謝金を支払う。継承者には参加奨励費として講座出席に係る旅費相当額及び定額を支給する。ただし、5年を超えて受講する場合には旅費相当額のみとする。</p> <hr/> <p>平成27年度実績</p> <p>・むかわ地区 ・平取地区 ・白糠地区 ・旭川地区 ・浦河地区 ・札幌地区 ・阿寒地区 ・帯広地区</p>	<p>・4～5月にアイヌ文化財団から各地区アイヌ協会に募集概要が通知され、各地区協会の推薦を受けた個人だけが受講可能。</p>
<p>3. アイヌ文化伝承再生事業</p> <p>② 実践上級講座</p> <p>・伝統文化(木彫・刺繍等)指導者育成</p>	<p>アイヌの人びとが多く居住する北海道や関東地区において、アイヌ民族舞踊や刺繍、木彫などの講座を開設し、アイヌ文化を担う指導者の育成を図ることをねらいとしています。</p>	<p>(実践上級講座(伝統文化(木彫・刺繍等))指導者育成)</p> <p>(1) 実施地区</p> <p>ア 北海道地区 道内各地の生活館等</p> <p>イ 関東地区 アイヌ文化交流センター(東京都)</p> <p>(2) 講座の種類 音楽、古式舞踊、木彫、刺繍、編み物の5講座</p>	

事業名	事業のねらい	きま	手続
		<p>(3) 開催回数 各講座年間12回程度</p> <p>(4) 開催時間 3時間程度</p> <p>(5) 受講者 各講座15人まで</p> <p>(6) 経費の負担</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講師には旅費及び謝金を支払う。</li> <li>・受講者には参加奨励費として講座出席に係る旅費相当額及び定額を支給する。ただし、5年を超えて受講する場合には旅費相当額のみとする。</li> <li>・受講者用教材は財団が用意する。ただし、同じ講座で5年を超えて受講する場合の教材費は受講者の自己負担とする。</li> </ul> <hr/> <p>平成27年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道地区 19会場 (21講座)</li> <li>・関東地区 アイヌ文化交流センター (3講座)</li> </ul>	
<p>4. アイヌ文化交流事業 青少年国際交流研修事業</p>	<p>アイヌ文化の伝承・保存に関心を持つアイヌの青少年について、海外の少数民族や先住民族と交流する場を設け、海外における文化伝承・保存活動の先進事例を直接学ぶことにより、将来のアイヌ文化の担い手としての自覚を喚起し、以て若年層のアイヌ文化伝承・保存活動への意欲向上を図るとともに、伝承基盤の強化を図ることをねらいとしています。</p>	<p>(青少年国際交流研修事業)</p> <p>(1) 交流事業 (28年度)</p> <p>ア. 公募</p> <p>リーフレット、HP等により、一般公募とする。基本的にはアイヌの子弟を対象とし、特に文化継承に意欲を持つ者を対象とする。応募に際しては、「海外先住民との交流」に参加する動機等を作文により提出させる。</p> <p>イ. 選抜</p> <p>事業運営委員会において事業参加者を選抜。</p> <p>ウ. 事前研修</p> <p>事業参加者に対して、交流先住民族に係る事前学習を実施。</p> <p>エ. 派遣</p> <p>先住民との交流、文化体験、施策実施状況の見聞など。</p> <p>オ. 成果報告</p> <p>事業終了後、成果報告を提出させる。</p> <p>カ. 派遣予定数</p> <p>10名</p>	<p>・4～5月にアイヌ文化財団から各地区アイヌ協会に募集案内がされる。</p>

事業名	事業のねらい	き ま り	手 続 き
		<p>キ. 交流先 アメリカ合衆国ハワイ州。ハワイアンとの交流</p> <p>(2) フォローアップ研修「若者委員会」 ア. 参加対象者 前年度までに青少年国際文化交流研修事業に参加した者を核とした「若者委員会」に所属する者。 イ. 内容 若者委員会が行う海外の先住民族から学んだことを糧に、アイヌ文化を自ら継承していくために行う活動の支援。</p> <hr/> <p>平成27年度実績（招へい事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・招へい先 フィンランド共和国：サーミ</li> <li>・招へい者数 9名</li> <li>・実施期間 平成27年10月7日～13日</li> <li>・実施先 阿寒、白老、平取、札幌</li> </ul>	
5. アイヌ文化活動表彰事業 工芸作品コンテスト	アイヌの伝統的な技術による工芸作品やその技術を活用した現代的創作作品のコンテストを開催し、優秀な作品を表彰して製作技術の向上と芸術創作活動を促進するとともに、応募作品を展示し、アイヌ工芸作品を鑑賞する機会を提供することをねらいとしています。	<p>(工芸作品コンテスト)</p> <p>(1) 応募分野 ア 織物・編物・刺繍の伝統的作品 イ 木工芸の伝統的作品 ウ 一般工芸（上記以外の伝統的工芸作品・現代的創作作品）</p> <p>(2) 作品の公募方法 PR 用ポスター・募集要項を作成して関係機関、関係団体へ配布する。</p> <p>(3) 既受賞者の扱い 第1位（優秀賞）と第2位（入選）の賞を過去に3点以上受賞した者を「伝統工芸家」として審査対象外とする。伝統工芸家から出品があった場合には特別展示とする。</p> <hr/> <p>平成27年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出品数 171点</li> <li>・表彰式 平成27年8月24日（月）かでの2. 7（一階展示ホール）</li> <li>・展 示 札幌会場（かでの2. 7）平成27年8月21日～24日 東京会場（有楽町朝日ギャラリー）平成27年9月12日～15日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5月上旬から作品の公募受付。詳細はアイヌ文化財団へ問合せ。</li> </ul>

B. 助成事業

事業名	事業のねらい	き ま り	手 続 き
<p>1. アイヌ関連研究事業 ・研究・出版助成</p>	<p>アイヌに関する総合的・実践的研究を行う事業及び研究成果などの出版に対して助成を行い、アイヌの社会や文化に関する研究の推進を図ることをねらいとしています。</p>	<p>(研究・出版助成) (1) 助成対象事業 研究助成の対象となる事業はアイヌの社会や文化に関する総合的・実践的研究を行う個人や団体、共同グループで行う事業とする。また、出版助成の対象となる事業は、アイヌの社会や文化に関する出版物で、商業ベースに乗らないため出版されないものや、自費出版のため発行部数が少なく、研究者等に行き渡らない出版物等を作成する事業とする。 (2) 助成対象者 助成対象事業に関する研究又は出版物等の作成を行う者とする。助成対象者で事業に対する助成を希望する者は、科学研究費補助金の応募資格者であるか否かを申請の際に明らかにする。 (3) 助成対象経費 ア 研究助成：研究計画の遂行及び研究成果の取りまとめに必要な経費 イ 出版助成：出版または CD-ROM・DVD-ROM の作成に必要な経費 (4) 助成限度額 1 事業について助成対象経費全額（千円未満切捨）とする。 ただし、助成限度額については、次のとおりとする。 研究助成：一般 1 課題 1 5 0 万円 / 奨励 1 課題 5 0 万円 出版助成：1 件 1 5 0 万円</p>	<p>●申請の流れ ・前年度1月下旬～3月上旬にかけて、助成申請を受け付け。 ・助成審査委員会の審査を経て、3月中に助成可否が決定 ・アイヌ文化財団から決定通知 ・助成事業案内はアイヌ文化財団が各地区アイヌ協会に配布する。 またアイヌ文化財団の HP からダウンロードも可能。</p>
<p>2. アイヌ文化伝承再生事業 ・伝統工芸複製助成</p>	<p>アイヌ伝統工芸品を複製する事業の経費の一部を助成することにより、アイヌ文化伝承活動の促進を図ることをねらいとしています。</p>	<p>(伝統工芸複製助成) (1) 助成対象事業 研究助成の対象となる事業はアイヌ文化伝承活動に意欲を持つ個人又は団体が、アイヌ伝統工芸品の複製を行う事業とする。 (2) 助成対象者 研究助成の対象となる者は、アイヌ伝統工芸品を複製する個人又は団体とする。 (3) 助成限度額 1 事業について助成対象経費全額（千円未満切捨）とする。 ただし、助成限度額については、3 0 0 万円とする。 (4) 助成対象経費 消耗品費（材料費を含む）、通信運搬費（郵便料など）、消耗什備品費（道具など）、使用料及び賃借料（会場使用料など）、謝金（講師に支払うもの）、交通費（実費：講師に支払うもの）、日当及び宿泊料（定額：講師に支払うもの）</p>	<p>●申請の流れ ・前年度1月下旬～3月上旬にかけて、助成申請を受け付け。 ・助成審査委員会の審査を経て、3月中に助成可否が決定 ・アイヌ文化財団から決定通知 ・助成事業案内はアイヌ文化財団が各地区アイヌ協会に配布する。 またアイヌ文化財団の HP からダウンロードも可能。</p>

事業名	事業のねらい	き ま り	手 続 き
		平成27年度実績 ・申請数 40件 採択数 39件	
3. アイヌ文化交流事業 ① 国内文化交流助成	アイヌ文化の伝承者などを招へいし、アイヌ語や民族舞踊、木彫などを学習・鑑賞・体験しようとする事業に対して経費の一部を助成し、アイヌ文化の理解と文化伝承活動の促進を図ることをねらいとしています。	(国内文化交流助成) (1) 助成対象事業 アイヌ文化の体験や鑑賞、アイヌ民族との交流事業を開催する事業 (2) 助成対象者 アイヌ文化の体験や鑑賞、アイヌ民族との交流事業を開催する団体 (3) 助成金の額 1 開催団体について助成対象経費全額(千円未満切捨)とする。 ただし、助成金の限度額については、道内開催事業は100万円、道外開催事業は150万円とする。	●申請の流れ ・前年度1月下旬～3月上旬にかけて、助成申請を受け付け。 ・助成審査委員会の審査を経て、3月中に助成可否が決定 ・アイヌ文化財団から決定通知 ・助成事業案内はアイヌ文化財団が各地区アイヌ協会に配布する。 またアイヌ文化財団の HP からダウンロードも可能。
3. アイヌ文化交流事業 ② 国際文化交流助成	アイヌ文化活動に携わる個人または団体が、海外先住民族などとの交流を通じて、その文化の伝承・保存活動などを学ぶとともに、自らの文化を紹介するため、海外への派遣や海外から招へいする国際交流事業に対して経費の一部を助成し、アイヌ文化の振興と普及啓発を図ることをねらいとしています。	(国際文化交流助成) (1) 助成対象事業 ア 海外派遣事業 海外において文化交流事業を行う事業 イ 海外招へい事業 国内でアイヌ文化に関するセミナー等を開催する際に海外から講師等を招へいする事業 (2) 助成対象者 ア 海外派遣事業 アイヌ文化活動に携わる個人、団体が海外で文化交流活動を行う者 イ 海外招へい事業 アイヌ文化に関するセミナー等を開催(主催)する個人又は団体	●申請の流れ ・前年度1月下旬～3月上旬にかけて、助成申請を受け付け。 ・助成審査委員会の審査を経て、3月中に助成可否が決定 ・アイヌ文化財団から決定通知 ・助成事業案内はアイヌ文化財団が各地区アイヌ協会に配布する。 またアイヌ文化財団の HP からダウンロードも可能。

事業名	事業のねらい	きま	手続き
		<p>(3) 助成金の額</p> <p>ア 海外派遣事業 助成対象経費の合計額の2分の1（青少年は10分の10）とし、1名につき50万円（青少年は100万円）を限度とする。</p> <p>イ 海外招へい事業 助成対象経費の合計額の10分の10とする。ただし、1事業につき100万円を限度とする。 ただし、推進機構以外から同一事業に対する補助(助成)金がある場合、助成対象経費から当該補助(助成)の額を差し引いた額(千円未満切捨)を限度とする。</p>	
<p>4. アイヌ文化普及事業 伝統工芸展示・公開助成</p>	<p>アイヌの伝統的な工芸技術などを伝承するため、優れた工芸品の展示・公開を行う個人や団体に対して、経緯費の一部を助成し、伝承意欲や知識、技術の協力を図ることをねらいとしています。</p>	<p>(伝統工芸展示・公開助成)</p> <p>(1) 助成対象事業 アイヌ文化伝承活動に意欲を持つ個人又は団体が、アイヌ伝統文化の展示・公開を行う事業とする。 ただし、販売及び販路拡大を目的とする展示・公開活動については、助成対象としないものとする。</p> <p>(2) 助成対象者 アイヌ伝統文化の展示・公開を行う個人及び団体で、前年度に伝統工芸・展示公開事業の助成を受けていない者とする。</p> <p>(3) 助成金の額 1事業について助成対象経費全額（千円未満切捨）とする。 ただし、助成金の限度額については、50万円とする。</p>	<p>●申請の流れ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度1月下旬～3月上旬にかけて、助成申請を受け付け。</li> <li>・助成審査委員会の審査を経て、3月中に助成可否が決定</li> <li>・アイヌ文化財団から決定通知</li> <li>・助成事業案内は推進機構が各地区アイヌ協会に配布する。またアイヌ文化財団のHPからダウンロードも可能。</li> </ul>
<p>5. アイヌ文化普及事業 アドバイザー派遣事業</p>	<p>アイヌの伝統や文化についての理解を深め、技術を学ぼうとする文化団体や学校などからの要請に応じて、専門的な知識や技術などを有するアドバイザーを派遣し、アイヌ文化の振興を図ることをねらいとしています。</p>	<p>(1) アドバイザーの派遣利用について</p> <p>ア. 地域のアイヌ文化活動団体や都道府県、小・中・高等学校等が、アイヌ文化や伝統等について理解を深め、その保存や伝承、振興に向けて技術等を学ぼうとしても、身近にこれらの専門的な知識や技術、経験を有する方がいない地域があります。こうした地域の団体等からの要請により、専門的な知識や技術等を有する方が現地へ赴き、助言、指導、講演等を行い、団体等の活動を支援するものです。</p>	<p>●申請の流れ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適宜派遣申請を受け付け。</li> <li>・アイヌ文化財団がアドバイザーとの連絡調整を行う。</li> <li>・アイヌ文化財団から決定通知</li> </ul>

事業名	事業のねらい	き ま り	手続き
		<p>イ. アドバイスの内容 アイヌ文化の伝承、保存における知識及び技術の向上や、アイヌ文化活動の取り組み方、アイヌ文化の再生についてなど、分野別あるいは総合的に、助言、指導、情報提供を行います。</p> <p>ウ. 派遣の方法 アイヌ文化活動団体、都道府県、市町村、小・中・高等学校などの要請に応じ、アイヌ文化財団が「アイヌ文化活動アドバイザー」（以下「アドバイザー」という。）と連絡、調整を行い派遣します。</p> <p>エ. 派遣費用 アドバイザーの派遣に係わる費用（旅費・謝金）については、アイヌ文化財団が負担します。</p> <p>オ. アドバイザーの方々 アイヌ文化に関して、専門的な知識や技術、経験を有する方でアイヌ文化財団が委嘱したの方々です （アドバイザー委嘱332名：平成27年4月現在）</p> <p>カ. アドバイザー派遣の流れ</p> <div data-bbox="904 932 1715 1324" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;">派遣希望団体</div> <div style="text-align: center;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アイヌ文化活動団体などの文化団体</li> <li>・都道府県、市町村などの自治体</li> <li>・教育委員会・小・中学校など</li> </ul> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p>派遣希望の 申し込み</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>派遣による助言 ・情報提供</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%; text-align: center;"> <p>アイヌ文化振興・ 研究推進機構 (アイヌ文化交流センター)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>連絡・調整</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%; text-align: center;"> <p>アイヌ文化活動 アドバイザー</p> </div> </div> </div>	<p>・派遣事業案内はアイヌ文化財団が各地区アイヌ協会等に配布する。 またアイヌ文化財団の HP からダウンロードも可能。</p>

事業名	事業のねらい	き ま り	手 続 き
		<p>キ. 学校向け派遣（アイヌ文化体験講座）  アイヌ文化等に関する学習に取り組む学校向けに、アイヌ文化体験講座のコースを設定しています。  （学校向け（パッケージ）派遣）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①歌・舞踊体験コース</li> <li>②アイヌ文様体験コース</li> <li>③伝統料理体験コース</li> <li>④ムックリ製作・演奏体験コース</li> </ol> <p>（2）アドバイザーの委嘱登録について</p> <p>ア. 目的  アイヌ文化の様々な分野において専門的な知識等を有する者をアドバイザーとして委嘱し、アイヌ文化の振興・保存を行う文化団体等からの要請に応じ現地に赴き指導、助言等を行いアイヌ文化の振興を図る。</p> <p>イ. アドバイザーの委嘱等</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①理事長は、アイヌ文化の専門的な知識や技術を有し、地域団体等から推薦を受けた研究者及び実践者の中から、講演講義、言語、儀式儀礼、口承文芸、刺繍、木彫、歌舞、料理、民族楽器、織物、その他の分野ごとにアドバイザーを委嘱する。</li> <li>②アドバイザーの委嘱期間は2年間とする。</li> </ol> <p>※アドバイザーの推薦から委嘱までの流れは次項に掲載しております。</p>	

事業名	事業のねらい	きまり	手続き
		<p style="text-align: center;">《アドバイザーの推薦から委嘱までの流れ》</p> <p>①推薦</p> <p style="text-align: center;">アイヌ文化振興・研究推進機構</p> <p style="text-align: center;">↓ アドバイザー候補者の推薦依頼</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: 150px; text-align: center;">関係団体及び個人</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80px; text-align: center;">アドバイザー候補者</div> </div> <p style="text-align: center;">← 実績報告書の提出</p> <p style="text-align: center;">↓ アドバイザー候補者の推薦 但し、更新予定者は除く</p> <p>②確認</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; width: 150px; text-align: center;">アイヌ文化振興 ・研究推進機構</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; text-align: center;">新規候補者のアドバイザーとしての照会</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80px; text-align: center;">アイヌ協会 会長</div> </div> <p style="text-align: center;">← アドバイザーとして報告</p> <p>③選考・委嘱</p> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; margin: 0 auto;">事業運営委員会が アドバイザーを決定</div> <p style="margin-top: 10px;">↓ 報告</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; width: 150px; text-align: center;">アイヌ文化振興 ・研究推進機構</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; text-align: center;">アドバイザー就任依頼</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80px; text-align: center;">アドバイザー候補者</div> </div> <p style="text-align: center;">← アドバイザーの承諾</p> <p style="text-align: center;">↓ アドバイザー委嘱</p>	

VIII 多くの仲間と共に、育て合いの輪を広げていくために（実施主体 札幌大学）

札幌大学では、2010年度からウレシパ奨学金制度を設け、多くの仲間と共に、ウレシパ（育て合い）の輪を社会に広げる意欲のある方を募集しております。その内容は次のとおりです。

札幌大学ウレシパ奨学金事業

事業名	事業のねらい	きま	手続き
ウレシパ奨学金制度	札幌大学に進学してアイヌの民族文化を真剣に学び、その成果を積極的に発信する意思をもつアイヌ民族の若者に対し、奨学金を給付します。これを通じて、多くの仲間と共に、育て合いの輪を広げていくことをねらいとしています。	<p>(1) 対象者（募集人員6名）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 札幌大学へ入学することを希望する者</li> <li>イ. アイヌの子弟であること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道アイヌ協会などがアイヌの子弟であると認める者</li> <li>・戸籍等によってアイヌの子弟であると判断できる者</li> </ul> </li> <li>ウ. 次のいずれかの基準に該当する者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校の全体の評定平均値3.0以上ある者</li> <li>・別に定める学力検査により、修学に必要な学力が認められる者</li> </ul> </li> <li>エ. 次の①～③の活動を行い、積極的にアイヌ文化を学習するとともに、アイヌ文化伝承保存活動に携わり、その成果を社会に向けて発信する意志のある者 <ul style="list-style-type: none"> <li>①ウレシパクラブ活動</li> <li>②ウレシパプログラムの修業</li> <li>③札幌大学埋蔵文化財展示室運營業務のサポート</li> </ul> </li> </ul> <p>(2) 奨学金額 在学中の授業料相当額（年額77万円）および入学時の入学金20万円</p> <p>(3) 選考手順</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5月から8月にかけて実施されるオープンキャンパス体験イベントに少なくとも1回は参加する。</li> <li>・8月上～下旬 エントリー期間</li> <li>・9月中旬 課題提出</li> <li>・10月上旬 面談</li> <li>・10月上～中旬 出願期間</li> <li>・10月中～下旬 試験</li> <li>・11月上旬 合格発表</li> <li>・11月上～中旬 入学手続き</li> </ul> <p>※その年の具体的スケジュールは、当該大学にご確認ください。 ※上記の流れ以降でも受験可能ですので、必ずお問い合わせください。</p>	<p>●実施主体 札幌大学入学センター 011-852-9153</p> <p>※入学希望者は、できるだけ早い時期に札幌大学へ連絡をし、オープンキャンパスの日程の確認や、入学願書を請求してください。</p>

事業名	事業のねらい	き ま り	手 続 き
		<p>(4) その他 入学後、奨学生の資格維持のためには、別に定める要件（当該大学に要問い合わせ）を満たさなければなりません。</p> <p>(5) 注意点 ア. 新生は入学前に授業料を準備しなければなりません ※経済的に納入が難しいご家庭には奨学金給付までの間、一時的に貸与することが可能ですので一般社団法人札幌大学ウレシパクラブにお問い合わせください。 イ. 施設使用料が必要です ・春学期分 102,500円 ・秋学期分 60,000円 ウ. 部活は自由ですが、ウレシパクラブの活動が最優先なので、現実的にはかなり厳しいと考えてください。</p>	

資 料

1. 主な問い合わせ先

(1)アイヌ協会関係

団体名	所在地	電話番号
公益社団法人北海道アイヌ協会	札幌市中央区北2条西7丁目 かでの2・7ビル 7階	011-221-0462

(2)北海道関係

①本庁

機関名	所在地	電話番号
北海道環境生活部アイヌ政策推進室	札幌市中央区北3条西6丁目	011-204-5185
〃 経済部人材育成課学院調整G	〃	011-204-5358
〃 農政部農業経営課支援G	〃	011-204-5389

②(総合)振興局

機関名	所在地	代表電話番号
石狩振興局 環境生活課、農務課	札幌市中央区北3条西7丁目	011-231-4111
渡島総合振興局	函館市美原4丁目6番16号	0138-47-9400
檜山振興局	檜山郡江差町字陳屋町336-3	0139-52-6500
後志総合振興局	虻田郡倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1300
空知総合振興局	岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0200
上川総合振興局	旭川市永山6条19丁目1番1号	0166-46-5900
留萌振興局	留萌市住之江町2丁目1-2	0164-42-8404
宗谷総合振興局	稚内市末広4丁目2-27	0162-33-2516
オホーツク総合振興局	網走市北7条西3丁目	0152-41-0603
胆振総合振興局	室蘭市海岸町1丁目4番1号	0143-24-9900
日高振興局	浦河郡浦河町栄丘東通56号	0146-22-9030
十勝総合振興局	帯広市東3条南3丁目1番地	0155-26-9005
釧路総合振興局	釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9100
根室振興局	根室市常盤町3丁目28番地	0153-24-0257

③北海道教育委員会

機関名	所在地	電話番号
北海道教育委員会義務教育課義務教育G	札幌市中央区北3条西7丁目	011-206-6085
〃 文化財・博物館課文化財保護G	〃	011-204-5749

(3)各種相談員関係

①「アイヌ生活相談員」配置先

配置先住所	電話番号
札幌市南区小金湯27 アイヌ文化交流センター	011-596-1610
札幌市白石区本通20丁目南1-56 札幌市共同利用館	011-862-1841
千歳市新屋1丁目3-7 千歳市蘭越生活館	0123-23-4964
室蘭市東町3丁目13-26 室蘭市イタンキ生活館	0143-46-3002
苫小牧市矢代町2丁目1-11 苫小牧市生活館	0144-72-4297
登別市幌別町3丁目17-4 登別市鉄南ふれあいセンター	0143-85-1062
伊達市鹿島町20 伊達市役所社会福祉課福祉庶務係	0142-23-3331
白老郡白老町大町1-1 白老町役場企画課アイヌ施策推進室	0144-82-8213
勇払郡むかわ町末広2丁目38-6 鶴川中央会館(ム・ベツ館)	0145-42-5959
沙流郡平取町本町28 平取町役場アイヌ施策推進課	01457-2-2341
沙流郡日高町門別本町210 日高町役場住民課社会係	01456-2-5131
新冠郡新冠町北星町3 新冠町役場町民生活課	0146-47-2112
日高郡新ひだか町静内御幸町3丁目2-50 新ひだか町役場静内庁舎福祉課社会・アイヌ福祉G	0146-43-2111
浦河郡浦河町堺町東1丁目6 浦河町堺町生活館	0146-22-5795
様似郡様似町大通2丁目 東様似生活館	0146-36-5656
幌泉郡えりも町本町206 えりも町役場町民生活課	01466-2-2111
旭川市緑町15丁目 旭川市民生活館	0166-52-8866
帯広市柏林台東町2丁目2 帯広市生活館	0155-34-6552
河西郡芽室町東4条4丁目5 芽室町保健福祉センター 社会福祉係内	0155-62-9724
十勝郡浦幌町北町8-1 浦幌町保健福祉センター	01557-6-5111
釧路市春採1丁目12-22 釧路市春採生活館	0154-41-7083
白糠郡白糠町東1条南3丁目2 白糠町生活館	01547-2-2455
標津郡標津町北1条西5丁目 標津町保健福祉センター	0153-82-1515
二世郡八雲町東町42-1 東部生活館	01376-2-4056

## (5)各市町村役場

## 2. アイヌ住宅資金等貸付条例等を設置している市町村

## ○16市

札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、石狩市、旭川市、留萌市、網走市、紋別市、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、帯広市、釧路市、根室市

## ○35町

八雲町、長万部町、美幌町、斜里町、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、音更町、清水町、芽室町、広尾町、幕別町、池田町、本別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、標茶町、弟子屈町、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町

なお、上記は、平成26年度末の状況でありますので、ご利用等に際しては、当該市町村に内容等について確認願います。

## ②「アイヌ職業相談員」配置先

配置先住所	電話番号
札幌市中央区南10条西14丁目 ハローワーク札幌 専門第2部門	011-804-5258
札幌市東区北16条東4丁目3-1 ハローワーク札幌北(内線43#)	011-743-8609
札幌市豊平区月寒中央通7丁目6-20 ハローワーク東札幌	011-805-0015
千歳市東雲町4丁目2-6 ハローワーク千歳	0123-24-2177
二世帯八雲町相生町108-8 ハローワーク函館 八雲出張所	0137-62-2509
旭川市春光町10-58 ハローワーク旭川(内線43#)	0166-51-0176
室蘭市海岸町1丁目20-28 ハローワーク室蘭	0143-22-8689
伊達市網代町5-4 ハローワーク室蘭 伊達分室	0142-23-2034
釧路市富士見町3丁目2-3 ハローワーク釧路(内線45#)	0154-41-1201
帯広市西5条南5丁目2 ハローワーク帯広(内線43#)	0155-23-8296
苫小牧市港町1丁目6-15 ハローワーク苫小牧(内線43#)	0144-32-5221
浦河郡浦河町堺町1丁目5-21 ハローワーク浦河	0146-22-3036
日高郡新ひだか町静内御幸町2丁目1-40 ショッピングセンターピュア3階 ハローワーク浦河 静内分室	0146-42-1734

## ③「アイヌ教育相談員」配置先

配置先住所	電話番号
札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁義務教育課	011-204-5963
札幌市南区小金湯27 アイヌ文化交流センター	011-596-3690
帯広市柏林台東町2丁目2 帯広市生活館	0155-34-6552

## ④「経営改善普及指導員」配置先

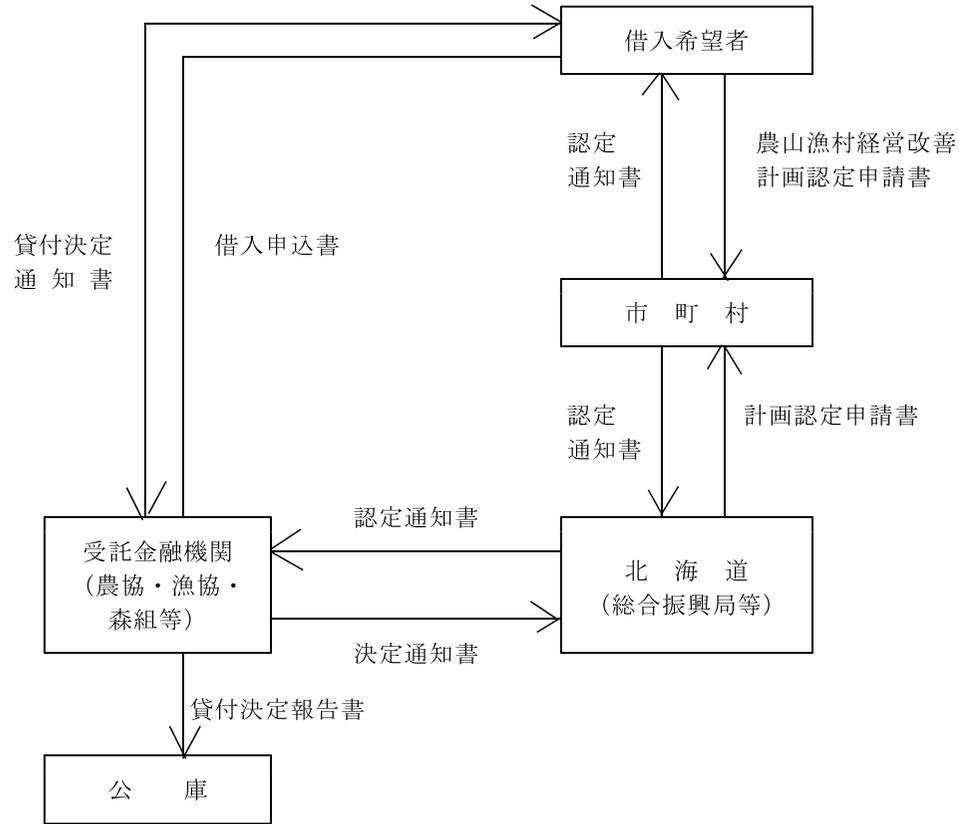
配置先住所	電話番号
札幌市中央区北1条西7丁目プレスト1・7ビル 4階 北海道商工会連合会(水・木曜日)	011-251-0102
札幌市中央区北2条西7丁目かでの2・7ビル 7階 (公社)北海道アイヌ協会(月・火・金曜日)	011-221-0462

## (4)関係団体

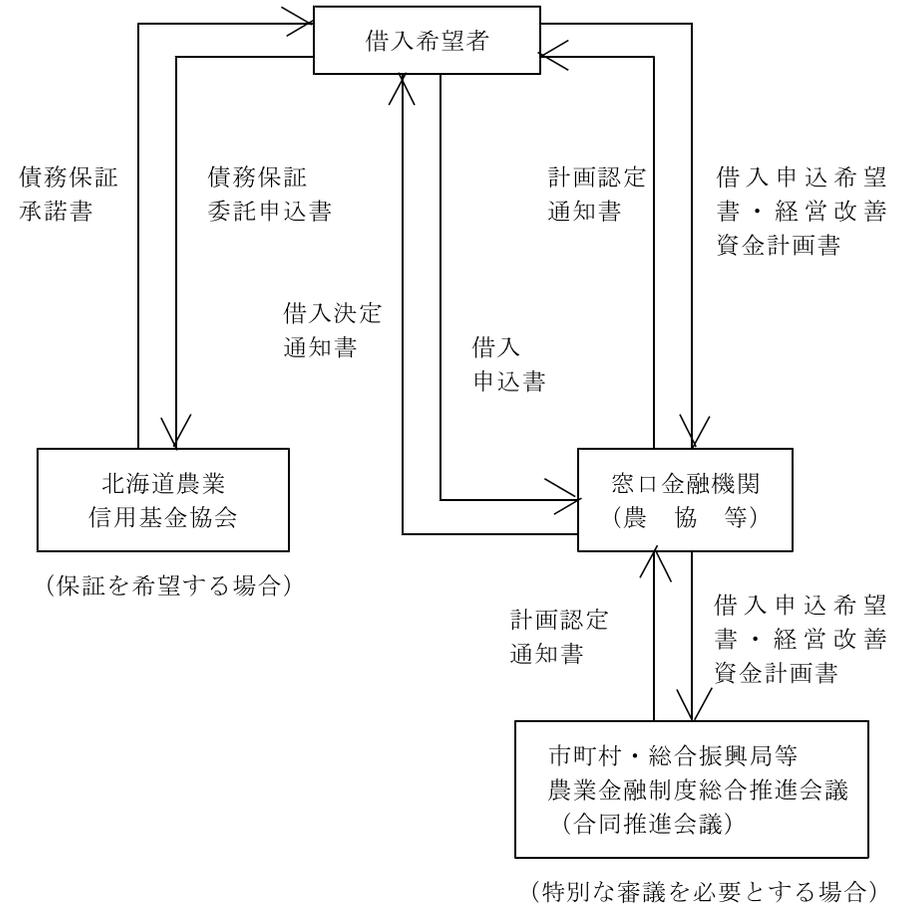
団体名	所在地	電話番号
公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構	札幌市中央区北1条西7丁目 プレスト1・7ビル 5階	011-271-4171
アイヌ文化交流センター	東京都中央区八重洲2丁目4番13号 ユニゾ八重洲2丁目ビル 3階	03-3245-9831
札幌大学入学センター	札幌市豊平区西岡3条7丁目3-1	011-852-9153

アイヌ農林漁業対策事業の借り入れ続き

(1) 農山漁村経営改善資金貸付事業



(2) 農業経営基盤強化資金（スーパーL）





平成28年度アイヌの人びとに対する施策のしおり  
— アイヌ施策に関する各種制度の概要 —

平成28年3月31日 初版第1刷発行

発行・文責 公益社団法人北海道アイヌ協会

〒060-0002

札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2.7ビル

☎011-221-0462

URL <http://www.ainu-assn.or.jp/>